

資料3-1

# 最低賃金について

令和3年7月21日  
田村臨時議員提出資料

# 令和3年度の最低賃金の引上げについて

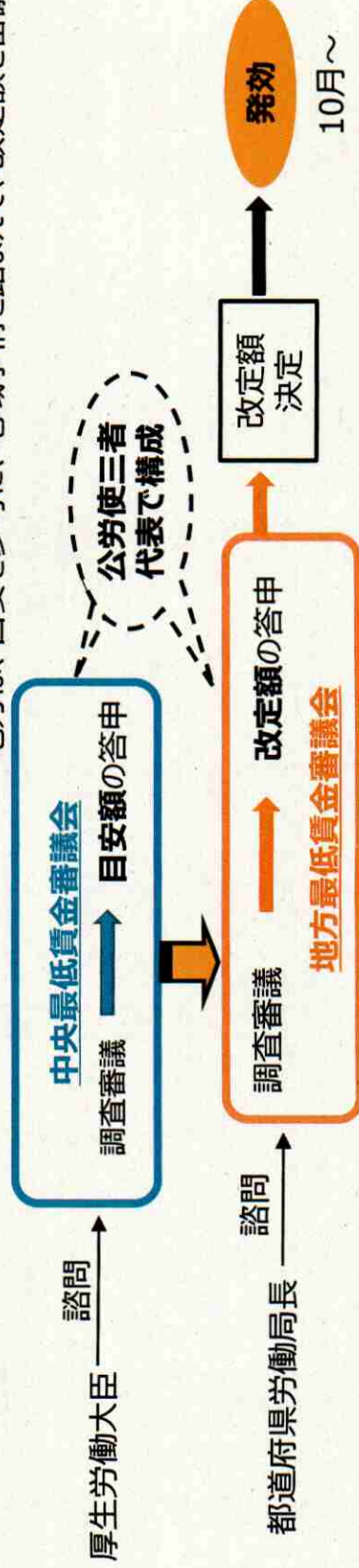
- 7月16日、中央最低賃金審議会において、令和3年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
- 令和3年度の目安額は、全国加重平均で28円の引上げとなり、昭和53年に目安制度が始まって以降最高。
- 今後、この目安額を踏まえ、各地方最低賃金審議会にて改定額を議論。

引上げ額の目安 (全国加重平均)	28円 ※ A～D全ランク28円
引上げ率 (%) ※ 目安額通りに決定した場合	3.1%
全国加重平均 (円) ※ 目安額通りに決定した場合	930円

## 経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日) (抄)

我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組み中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組み。

### (参考) 最低賃金決定の流れ



7月～8月



# 最低賃金を引き上げやすい環境整備について

令和3年7月21日  
田村臨時議員・梶山議員提出資料

# 最低賃金を引き上げやすい環境整備

## I 新型コロナウイルス感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援 (雇用調整助成金等)

- 年末までは特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業：最大9/10)以上の助成率を維持する
- 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する(※緊急雇用安定助成金(一般会計)で対応)
- コロナ下における特例として、企業グループ内での在籍型出向により雇用維持を図る企業についても、産業雇用安定助成金の助成対象とする

## II 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援策

- 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金の取組を進める。
  - ✓ コロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等30%減)等への特例
    - ・ 引上げ対象人数の拡大(最大「10人以上」のメニュー新設)
    - ・ 助成上限額の引上げ(450万円→600万円)
    - ・ 設備投資等の範囲の拡充(賃上げ30円以上とする場合、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に)
  - ✓ 全事業主を対象とする特例
    - ・ 45円コースを新設
    - ・ 同一年度内の複数回申請・受給を認める
- 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善
  - ✓ 厳しい業況にある中小企業・小規模事業者や、より積極的に賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を集中的に支援するため、事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について、使い勝手の向上を図りつつ、特別枠の設定や、補助上限額の見直し、経営実態・企業規模を踏まえた運用見直しを行う。  
(例えば、事業再構築補助金においては、通常2/3の補助率を3/4に引き上げた最低賃金特別枠の創設や、通常枠の上限額を従業員規模に応じ、最大8,000万円に引き上げる等の見直しを実施。)



### Ⅲ 下請取引の適正化

- サプライチェーン全体の共存共栄に向けて、価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進し、今年度中に2,000社となるよう、更なる利用拡大を図る。
- 最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議が促進されるよう、9月を「価格交渉促進月間」として設定し、下請Gメンが重点的に調査
- 最低賃金改定に際して、率先垂範の立場から、官公庁は、官公需の受注事業者からの申し出の有無に関わらず、契約金額の見直しの必要性を確認

### Ⅳ 既存施策の推進による収益力強化

- AI・ICT活用等を盛り込んだ生産性向上マニュアルの作成やセミナーの開催等による生活衛生関係営業収益力向上の推進
- 地域全体で魅力と収益力を高めるための既存観光拠点の再生や地域の観光資源の磨き上げを通じた、宿泊施設・観光地の収益力向上支援等を推進

### Ⅴ 厳しい業況を乗り切るための更なる支援策の検討

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で厳しい業況に追い込まれている中小企業・小規模事業者に対し、売上減少等の状況や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増を十分に踏まえた激変緩和の観点から、事業存続・雇用維持に向けた支援策の強化について、与党における検討も踏まえながら、順次実行

# 参考



## 雇用調整助成金の対応

### ① 年末まで特に業況の厳しい企業への配慮を継続・リーマンショック時の助成率を確保

助成率	5～9月	10月	11月	12月
業況特例・地域特例	10/10			
原則的措置	9/10			

年末までは業況特例等及び原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業:最大9/10)以上の助成率を維持

※中小企業・解雇なしの場合 (注)上限額については、骨太方針2021における「雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に沿って対応。

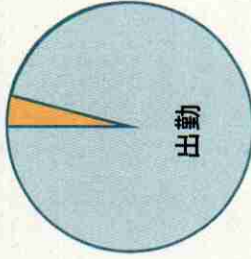
### ② 休業規模要件の特例的な緩和

	通常制度	コロナ特例
休業規模要件(中小企業)	休業(短時間休業を含む)の延べ日数が所定労働日数の1/20(5%)以上	休業(短時間休業を含む)の延べ日数が所定労働日数の1/40(2.5%)以上

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、**休業規模要件を問わずに支給**

(※緊急雇用安定助成金(一般会計)で対応)

休業2% X ⇒ O



⇒ 事業計画の見通しや予見可能性に配慮しつつ、**最低賃金引上げに伴うコスト増の影響を緩和し、雇用維持を支援。**



# 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

## 1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

### ① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主 (前年又は前々年比較で売上等▲30%減) に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

### ② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車(特種用途自動車を除く)やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器(新規導入)



## 2. 全事業主を対象とする特例

### ① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間**に45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

### ② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**



# 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善

## 1. 事業再構築補助金について

- ・業況が厳しく、最低賃金の引上げの影響を受ける中小企業を対象にした**特別枠を設定し、補助率をかき上げ**。
- ・また、多くの従業員を雇用しているため、賃金引上げの影響を大きく受ける中小企業の投資ニーズに対応するため、**通常枠についても、従業員数に応じて補助上限額を見直し**。
- ・併せて、**運用の見直し(新規性要件の見直し等)**も検討。

### 【参考：事業再構築補助金(令和2年度3次補正：1兆1,485億円)の概要】

- ・ ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、新たな製品で新たな市場に進出する「新分野展開」などの事業再構築の取組に意欲を有する中小企業の設備投資等を支援。

#### 主な申請類型

類型	補助金額	補助率
緊急事態宣言特別枠	100万円～1,500万円 (従業員数によって上限額は異なる)	3/4
通常枠	100万円～6,000万円	2/3
卒業枠	100万円～1億円	2/3

(中小企業の場合)

## 2. 中小企業生産性革命推進事業について

- ・ **加点見直し、特別枠の新設等**により、より賃上効果の高い事業者の採択率の向上や、賃上げにコミットする事業者の優先採択を目指す。

### 【参考：中小企業生産性革命推進事業(令和元年度補正：3,600億円、令和2年度3次補正：2,300億円)の概要】

- ・ 人材不足等の構造変化や、働き方改革、インボイス導入など相次ぐ制度変更に対応するため、設備導入・販路開拓・ITツールの導入等、中小企業による生産性向上に係る取組を支援。

- ・ 通常枠(令和元年度補正)に加え、ポストコロナ等に対応したビジネスモデルへの転換に向けた取組(対人接触機会の減少、無人化等)については、低感染リスク型ビジネス枠(令和2年度3次補正)で支援。

補助上限・補助率 【補助対象経費】	通常枠 (令和元年度補正)	低感染リスク型ビジネス枠 (令和2年度3次補正)
ものづくり補助金 【設備導入費等】	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 【販路開拓費等】	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 【ITツール導入費等】	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円



## 下請取引の適正化

### 1. パートナーシップ構築宣言

- ・ 価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「**パートナーシップ構築宣言**」を推進。
- ・ 7月15日現在で1,250社が宣言。
- ・ **今年度中に2,000社の宣言数**となるよう、更なる利用拡大を図る。

### 2. 「価格交渉促進月間」

- ・ 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが、下請価格に適切に反映されることを促すため、9月を、積極的に価格交渉を行う「**価格交渉促進月間**」として設定し、親事業者に対して価格交渉に応じることを促す。
- ・ **下請Gメンによるヒアリングを重点的に実施**し、親事業者が価格交渉に応じているか等の結果をとりまとめ・公表する。
- ・ その他、下請事業者向けに価格交渉に関する講習・研修などを開催するとともに、相談対応を行う。

### 3. 官公需

- ・ **率先垂範**の立場から、**官公庁は、官公需の受注事業者との契約金額**について、最低賃金引上げによる契約金額の見直しの必要性を、受注事業者からの見直し申し出の有無に関わらず、確認する。
- ・ この方針を、「**官公需に関する関係府省等副大臣会議**」(7月19日)において、関係省庁の副大臣級でも確認。

### 「パートナーシップ構築宣言」について

- 取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、  
(1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支等）
- (2) 取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）  
に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。

○**今年度中に宣言企業数2,000社を目指す。**



パートナーシップの構築による中小企業の生産性向上



## 緊急事態宣言の下でのマクロ経済運営と経済の底上げ

2021年7月21日

竹森 俊平

十倉 雅和

新浪 剛史

柳川 範之

諸外国の例をみてもワクチン接種の普及が経済活動の正常化を図る切り札である。わが国でもワクチン接種が進んで高齢者の感染者数や重症者数が減少するなどその効果は明らか。若年層への接種拡大も図り、自由に旅行や食事に出かけることができる日常を一刻も早く取り戻して、内閣府年央試算で示されたように、年内にコロナ前の活動水準を取り戻し、今年度の成長率 3.7%を実現すべき。あわせて、今回の緊急事態宣言が「最後の我慢」となるよう、これまで講じている支援策の着実な執行を図るとともに、感染状況や経済的な影響に目配りしながら、臨機応変に必要な対策を講じるべき。

最低賃金を過去最大の全国一律 28 円 (3.1%) 引き上げる目安を示した答申は、賃上げモメンタムを維持・拡大し、「成長と分配の好循環」実現に寄与するもの。この答申を着実に実行するためにも、厳しい業況の企業に配慮しつつ、賃金引上げに取り組む中小企業への支援を強化すべき。今後の景気回復のカギは、コロナで喪失したサービス消費の回復。今年度後半から来年度にかけて観光・イベント・飲食等の分野でワクチン接種の効果を息の長い消費回復につなげていく必要。メリハリのある公需や規制改革を呼び水にして、持続的な消費や投資の拡大を促し、自律的な経済成長を実現させる。その際には、必要に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うべき。

## 1. ワクチン接種の加速と経済活動正常化

- 1日に約 120 万回で進んでいるワクチン接種のペースを緩めることなく、確実に、希望する人全てが、10 月から 11 月にかけて接種を終えるよう取り組むべき。
- ワクチン接種の進展とともに経済の正常化を進めようとしている欧米の例等を踏まえ、ワクチン接種と陰性証明等の検査、さらには新技術も組み合わせつつ、日常回帰と経済活動正常化に舵を切り、早期にこの実現を図ることができるような道筋を明らかにすべき。
  - 若者の接種率向上を図るためにも、宣言解除後を見据え、国内の経済活動活性化に向けたワクチン接種済証の活用を検討に加え、ワクチン未接種の人への検査を組み合わせつつマスク無しの活動を可能とするなど、ワクチンを接種してもなおマスク着用が必要な場面を明らかにすべき。
  - 現在新型インフルエンザ等感染症相当に分類されている新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の適切な類型への位置づけも含め検討すべき。
  - 欧米の例を参考に、今後はコロナの重症者数抑制を目標とする対応に重点をシフトしていくべき。
  - グローバルな経済活動の早期再開に向け、ワクチン接種証明書の円滑な発行を進めるとともに、アプリ搭載などデジタル化を急ぐべき。



## 2. 緊急事態宣言に対応した医療提供体制の確保と支援の強化・迅速化

- 当面中等症等入院を要する患者の拡大に備え、昨冬の2倍程度を想定した患者数に対応可能な医療提供体制に向け、今から万全の体制を構築すべき。
- 飲食業への協力金について、早期給付の対象となる部分は、「原則、手続き申請後1週間以内給付」が実行できるよう、自治体と連携して支給の迅速化を実現すべき。また、ワクチン接種が普及する下で経済正常化を図る自治体が、独自に支援する取組を後押しする臨時交付金を速やかに活用し支援の強化を図るべき。あわせて、感染症により業況が厳しい飲食・宿泊業などの雇用に影響が及ばないよう、雇用調整助成金の財源を確保すべき。

## 3. 最低賃金引上げを通じた成長と分配の好循環の実現

- 新型コロナウイルス感染症の影響の下で業態間や地域間での賃金格差の拡大が指摘されている中で、最低賃金引上げによる賃金格差の是正を消費の拡大につなげ、成長と分配の好循環を生み出していくことが期待される。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響の大きな業種と最低賃金引上げの影響の大きな業種に重なりがみられる中で、こうした厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用の維持との両立を図りながら賃上げできる環境を迅速に整備する必要がある。雇用調整助成金・業務改善助成金の活用を含め賃金引上げに取り組む中小企業への思い切った支援強化、金融支援等に、より一層取り組むべき。とりわけ最低賃金引上げの影響を受ける中小企業が生産性向上に即効性のある対策を行うことができるよう支援対象の拡大などの施策を講じるべき。
- 下請け取引の適正化に官民あげて取り組み、賃金引上げが適切に価格に転嫁される環境を整備し、デフレ脱却に向けた大きな動きにつなげるべき。
- 中小企業の生産性向上に向けて、DXの推進、輸出などの海外展開支援、大企業人材を含めた人材確保などをパッケージ化し、意欲ある中小企業を重点的に支援すべき。特に2023年10月のインボイス制度への移行を見据え、中小企業のDXを一気に進め、企業全体の財・サービスの生産効率を飛躍的に高めるため、企業全体のデジタル投資や事業再構築を予算・税制両面から大胆に支援するべき。
- さらに、特に厳しい業況の中小企業について、売上減少等の状況や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増を踏まえた激変緩和の観点から事業存続・雇用維持に向けた支援策を強化すべき。
- これらに加え、今後、中小企業の生産性向上等を支援する補助金・助成金等が最低賃金引上げの影響を受ける中小企業に的確に届いているか等のモニタリングを適切に行い、必要に応じて機動的に施策の拡充を行うことにより、最低賃金引上げの影響を踏まえた対応策が中小企業の実情にきめ細かく対応し、実効性の高いものとなるよう、不断の見直しを行うべき。



# 緊急事態宣言の下でのマクロ経済運営と 経済の底上げ

参考資料

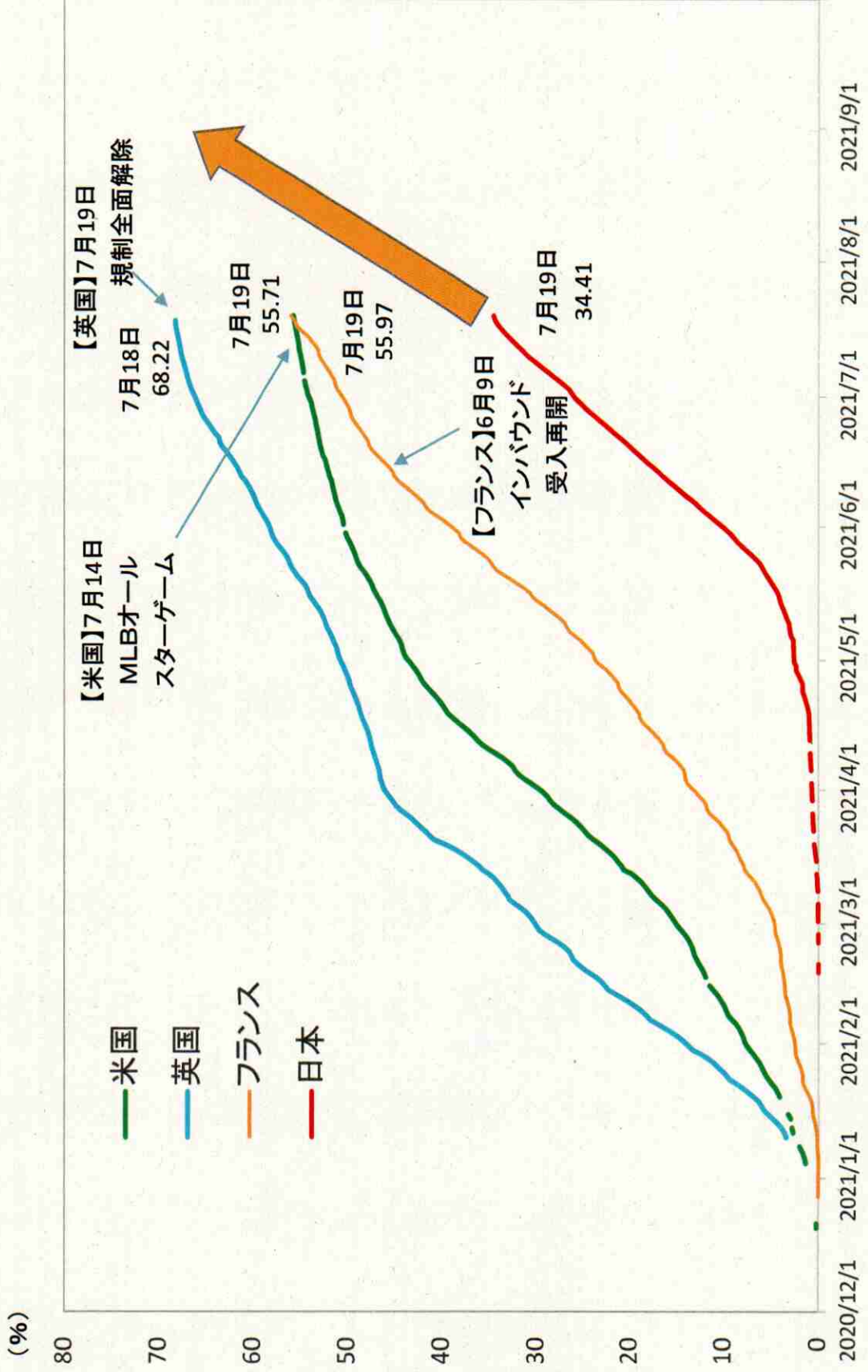
2021年7月21日

竹森 俊平  
十倉 雅和  
新浪 剛史  
柳川 範之

# 1. ワクチン接種の状況

○ワクチン接種が進んだ欧米の例等を踏まえ、日常回帰と経済活動正常化に向けた道筋を明らかにすべき

### 図表1: ワクチン接種率の推移



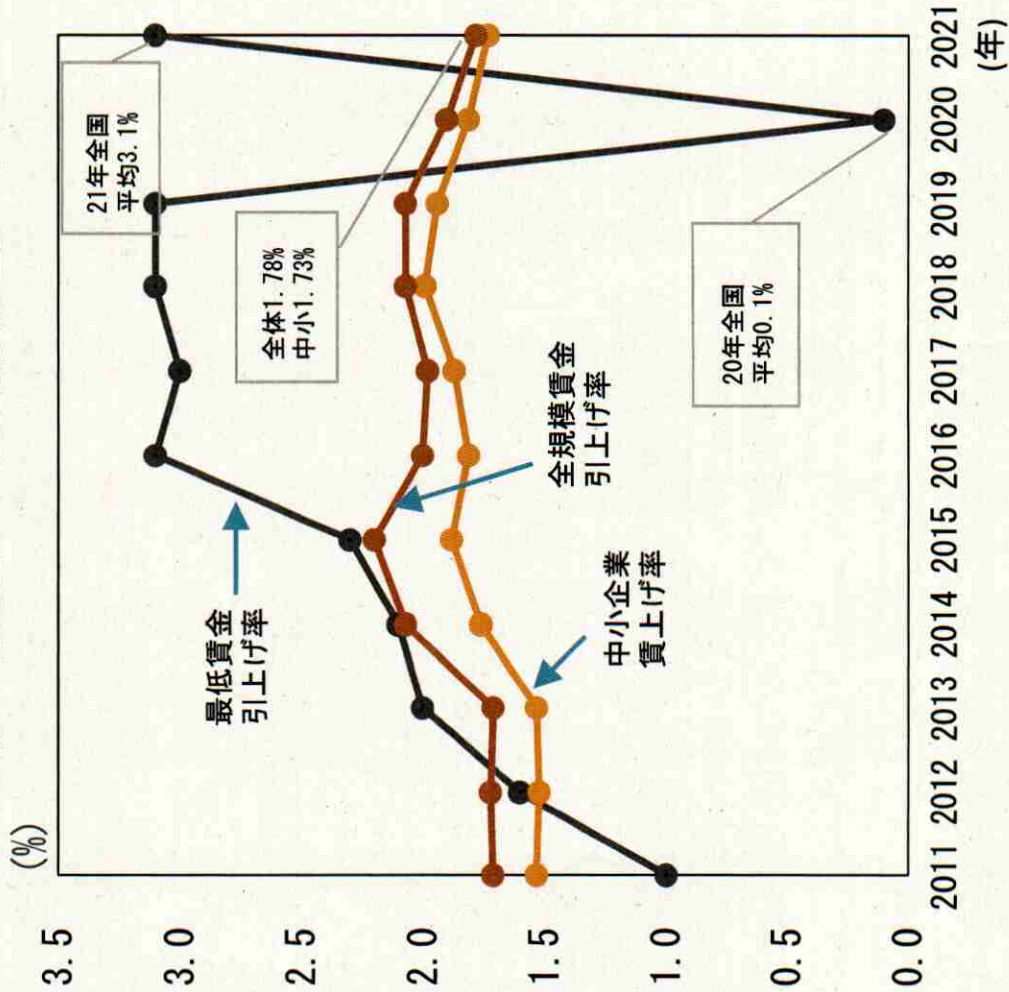
(備考) 1. Our World in Dataにより作成。  
2. 接種率は、少なくとも1回以上接種した者の割合。



## 2. 春闘賃上げ率と最低賃金引き上げ率

- 今年度の最低賃金引上げを着実に実行し、昨年拡大した平均賃金との格差を縮小すべき。
- 賃上げのモメンタムを維持・拡大し、成長と分配の好循環実現に向け、賃金引上げに取り組む中小企業への支援の思い切った強化、下請け取引の適正化、金融支援等により一層取り組むべき。

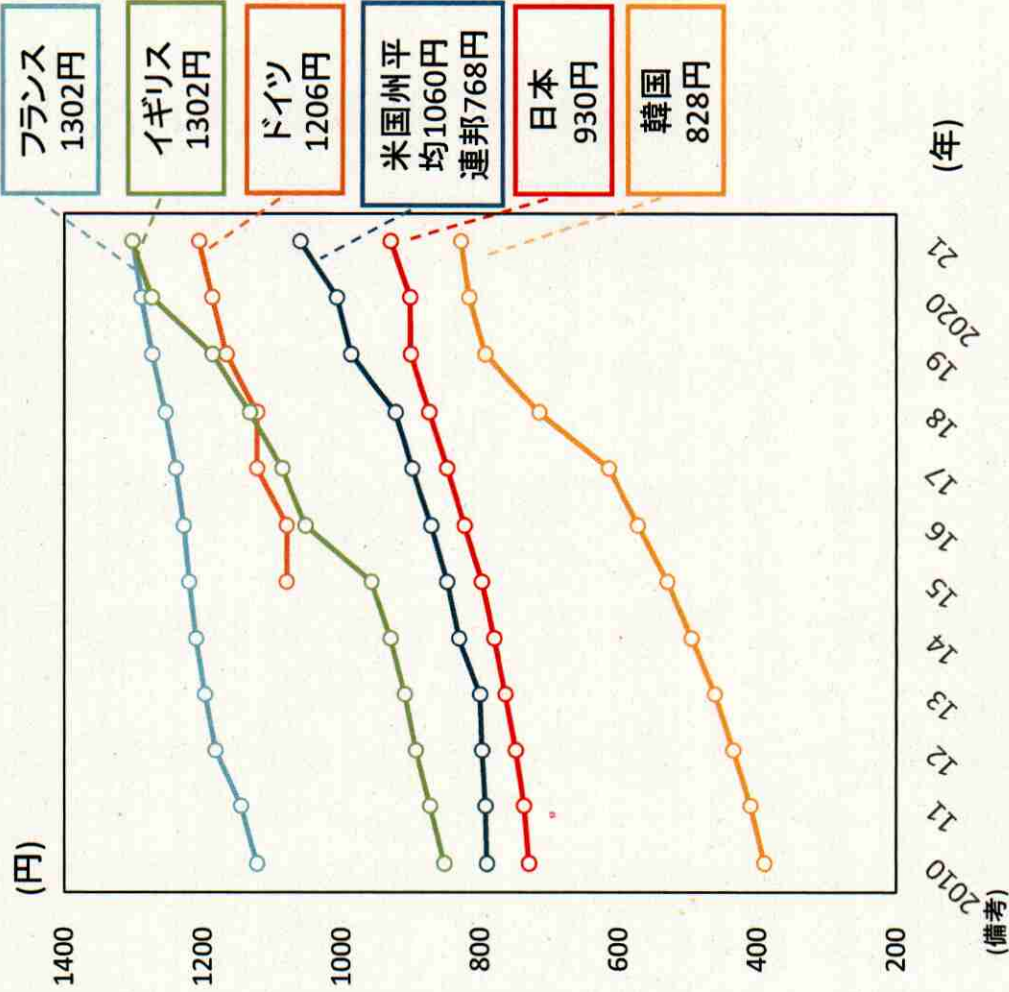
図表2: 春闘賃上げ率と最低賃金引上げ率



(備考)

1. 春闘は連合集計。
2. 2021年の最低賃金引上げ率は、中央最低賃金審議会で示した目安通りに改訂された場合のもの。

図表3: 各国の最低賃金水準の推移(円換算)



(備考)

1. OECD及び各国政府資料より作成。
2. 為替レートは2021年1-3期平均で全期間固定。ドイツは、2015年に法定最低賃金を始めて導入。アメリカの州平均の最低賃金は、州人口で加重平均したもの。
3. 2021年の日本の最低賃金引上げ率は、中央最低賃金審議会で示した目安通りに改訂された場合のもの。

# 中長期の経済財政に関する試算(2021年7月)のポイント

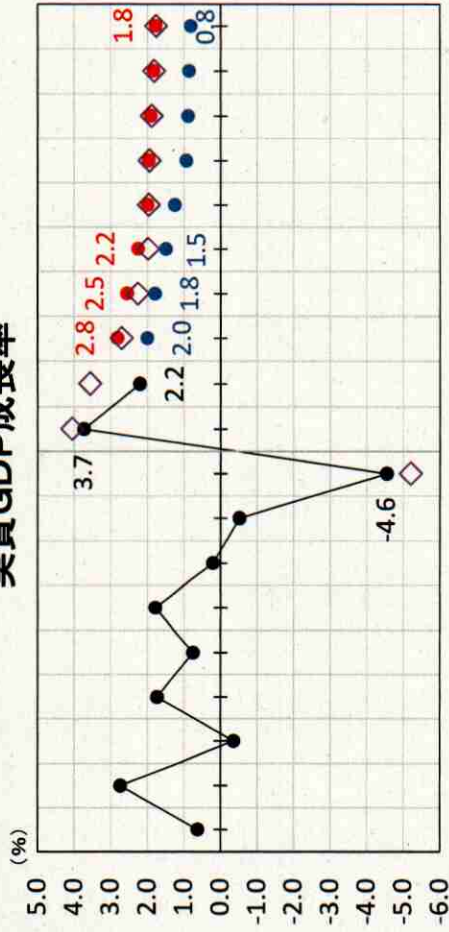
内閣府



# 1. 中長期的なマクロ経済の姿

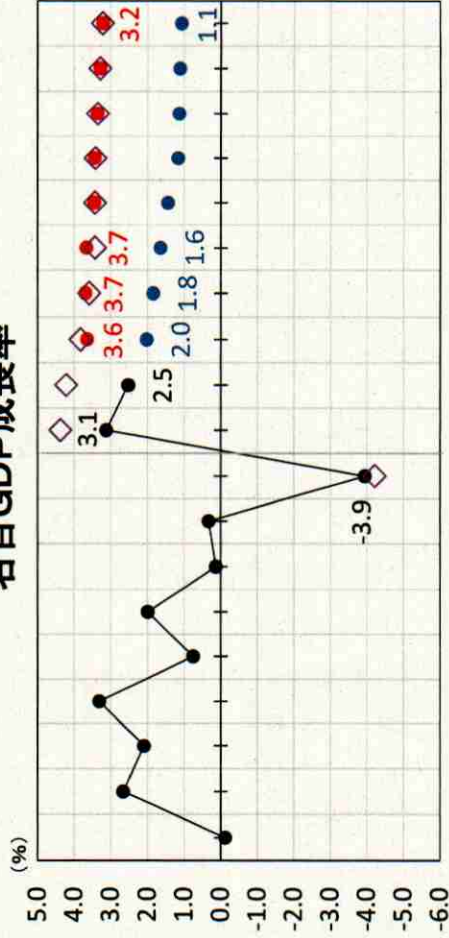
成長実現ケースでは、GDP成長率は、ワクチン接種の促進等もあって2021年中にコロナ前の水準を回復した後、中長期的にも、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育ての4つの重点分野における政府による民間投資を引き出す取組により、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長率を実現。名目GDP600兆円の達成時期は、感染症の経済への影響を見極める必要があるが、2024年度頃となる見込み。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、潜在成長率を引き上げつつ、民需主導の自律的な経済成長を実現していく。

実質GDP成長率



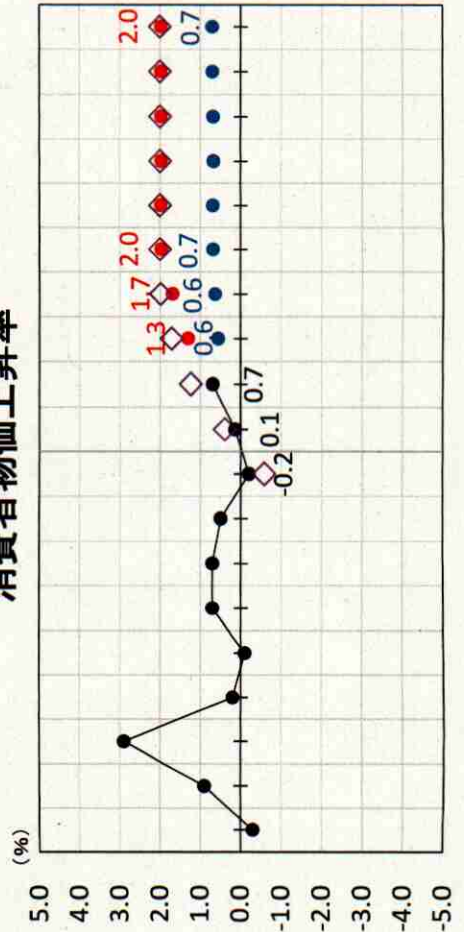
2012 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (年度)

名目GDP成長率



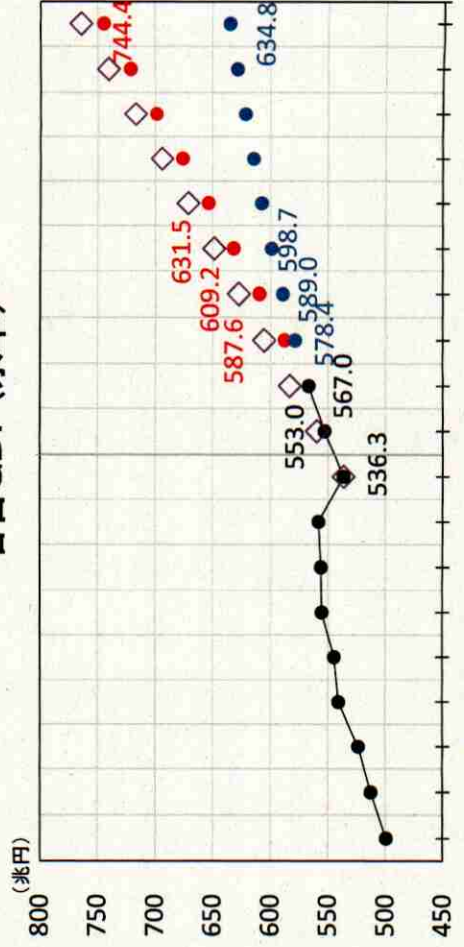
2012 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (年度)

消費者物価上昇率



2012 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (年度)

名目GDP(水準)



2012 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (年度)

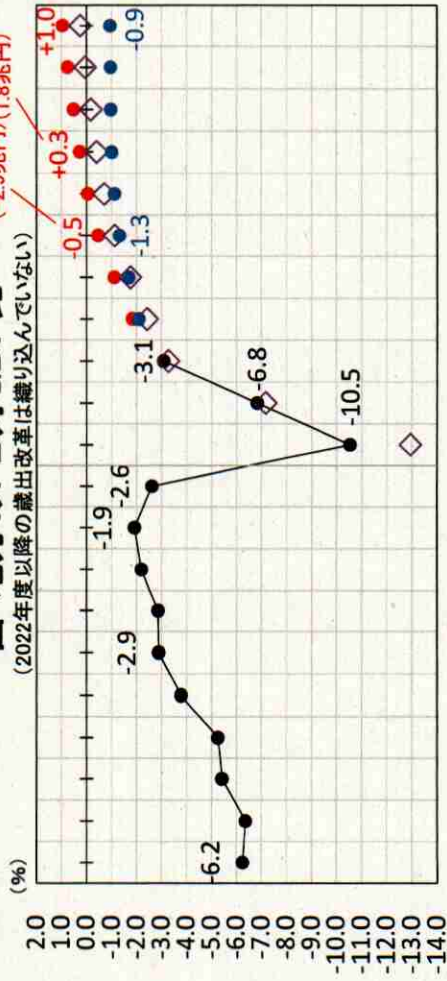
● 成長実現ケース ● ベースラインケース ◇ 本年1月成長実現ケース



## 2. 中長期的な財政の姿

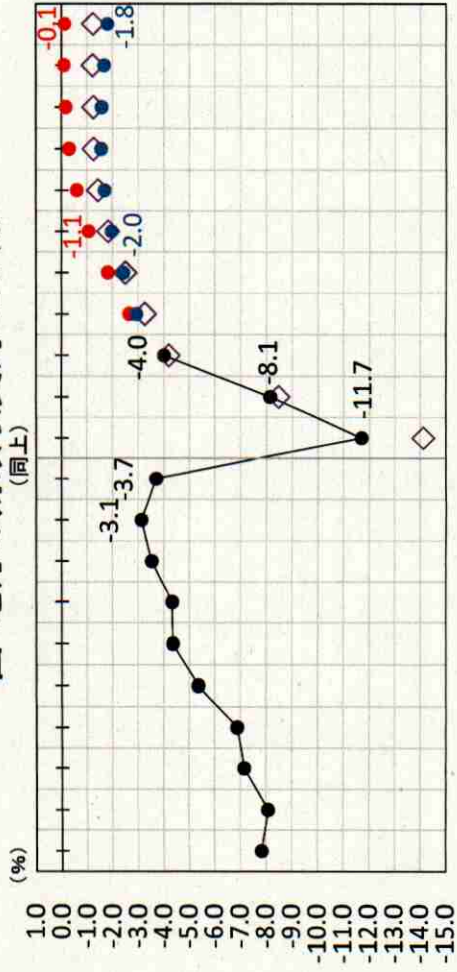
PBは、足元では、感染症に対応するための補正予算による歳出増などから一時的に悪化するが、中長期で見れば、成長実現ケースにおいては、歳出改革を織り込み込まない自然体の姿で、2025年度に対GDP比で0.5%程度の赤字となり、黒字化は2027年度。これまでに同様の歳出改革を続ける場合、黒字化は2025年度と2年程度の前倒しが見込まれる。引き続き、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし、民需主導で質・量ともにより高い成長を実現していく中で、歳出・歳入両面の改善を続けることが重要。公債等残高対GDP比は、2020、21年度は上昇した後、試算期間内において安定的に低下。

### 国・地方のPB対GDP比



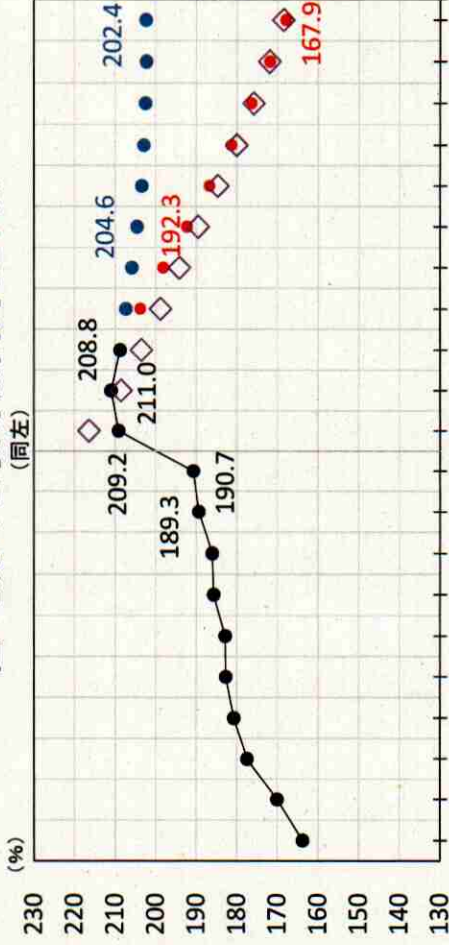
2010 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (年度)

### 国・地方の財政収支対GDP比



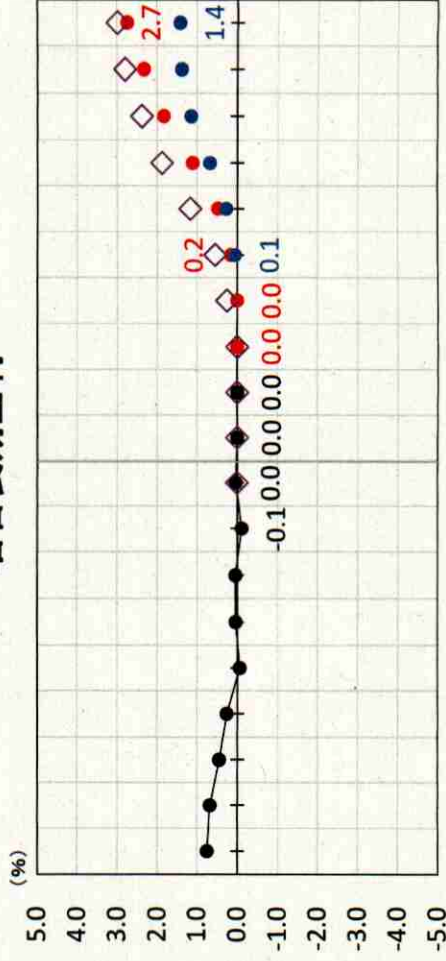
2010 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (年度)

### 国・地方の公債等残高対GDP比



2010 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (年度)

### 名目長期金利



2012 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (年度)

(年度)

● 成長実現ケース ● ベースラインケース ◇ 本年1月成長実現ケース



## 【参考】経済と財政の想定

### 【経済の想定】

- 「2021年1－3月期2次QE」及び「令和3年度内閣府年央試算」を反映。
- 潜在成長率の想定として、成長実現ケースでは、TFP上昇率は足元の0.4%から2025年度までの5年間で1.3%に上昇。ベースラインケースでは、TFP上昇率は将来にわたって0.7%程度で推移。
- 長期金利は、成長実現ケースにおいて消費者物価上昇率が2%程度に到達する時期が2025年度以降となる見込みであることから、2024年度までゼロ金利が続くと想定。

### 【財政の想定】

- 足元の国・地方の財政状況を反映。(注)
- ・ 「令和2年度国・一般会計決算概要」、「令和2年度地方税収入決算見込額」等を反映。
- 2022年度以降の歳出は、高齢化や物価・賃金等の経済動向に応じた、歳出改革を織り込まない歳出自然体の姿。

(注) 2021年度の国・地方の歳入については、令和2年度決算に関しては、足元の経済動向を踏まえた基調的な動きを勘案。

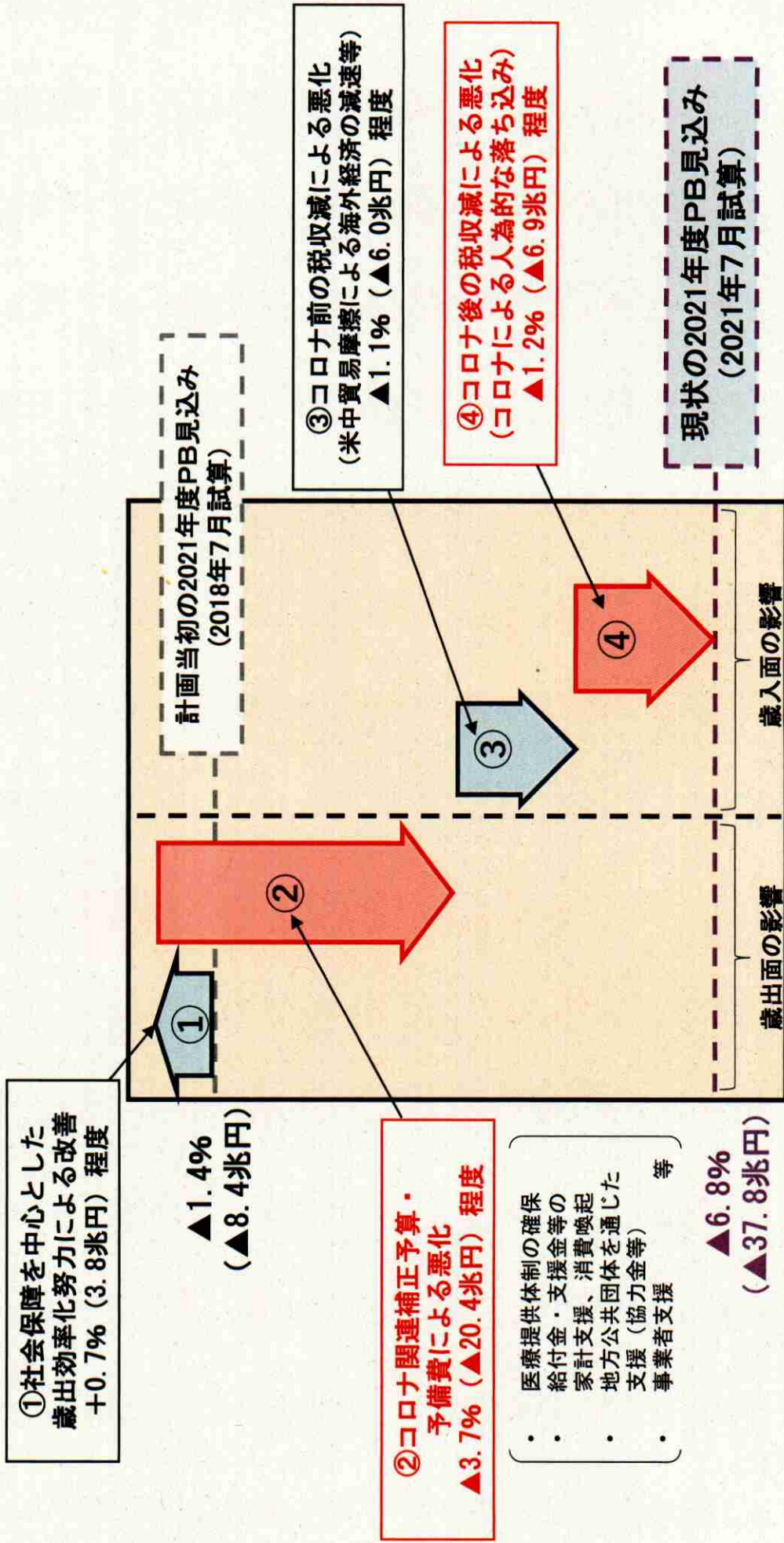
中長期の経済財政に関する試算(2021年7月)に係る  
参考資料

内閣府



# 2021年度PBの変化の要因分析

## 2021年度PB赤字の当初見込みからの乖離要因

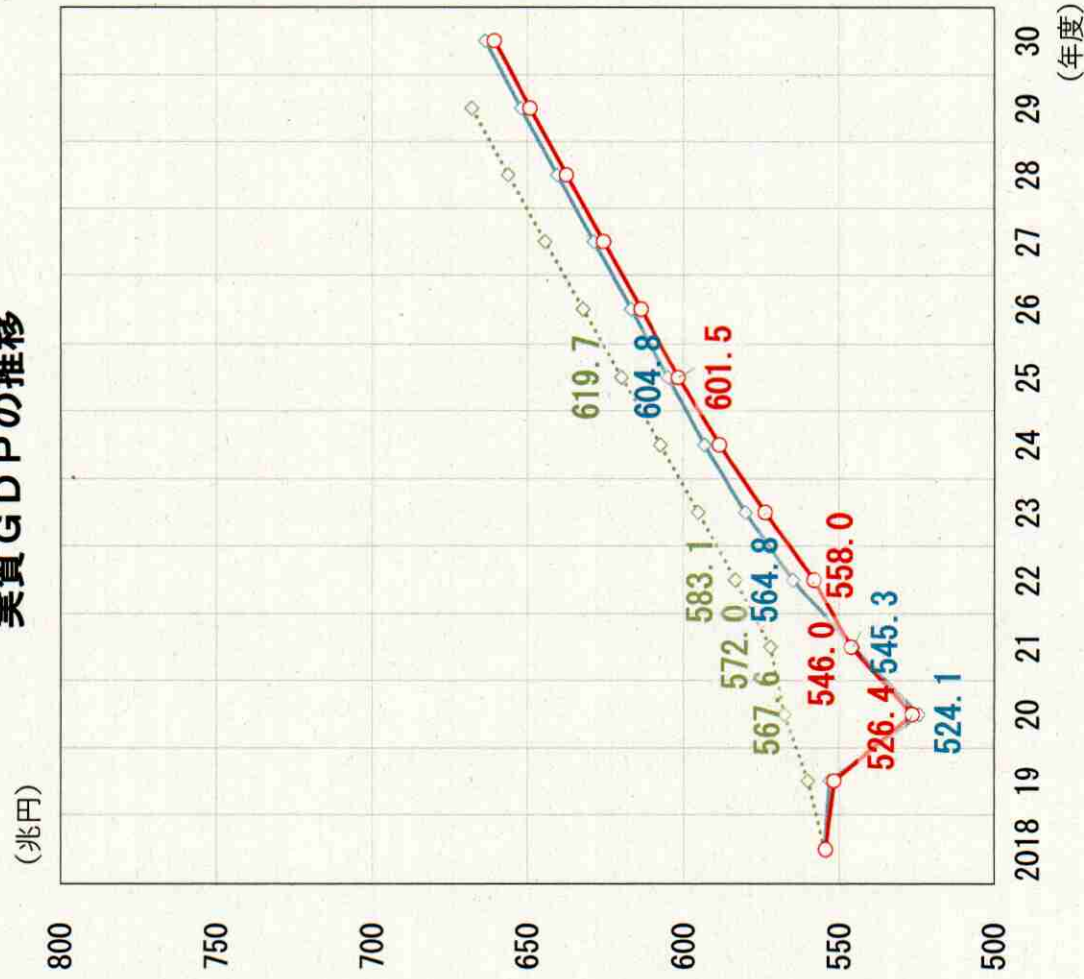


(備考)

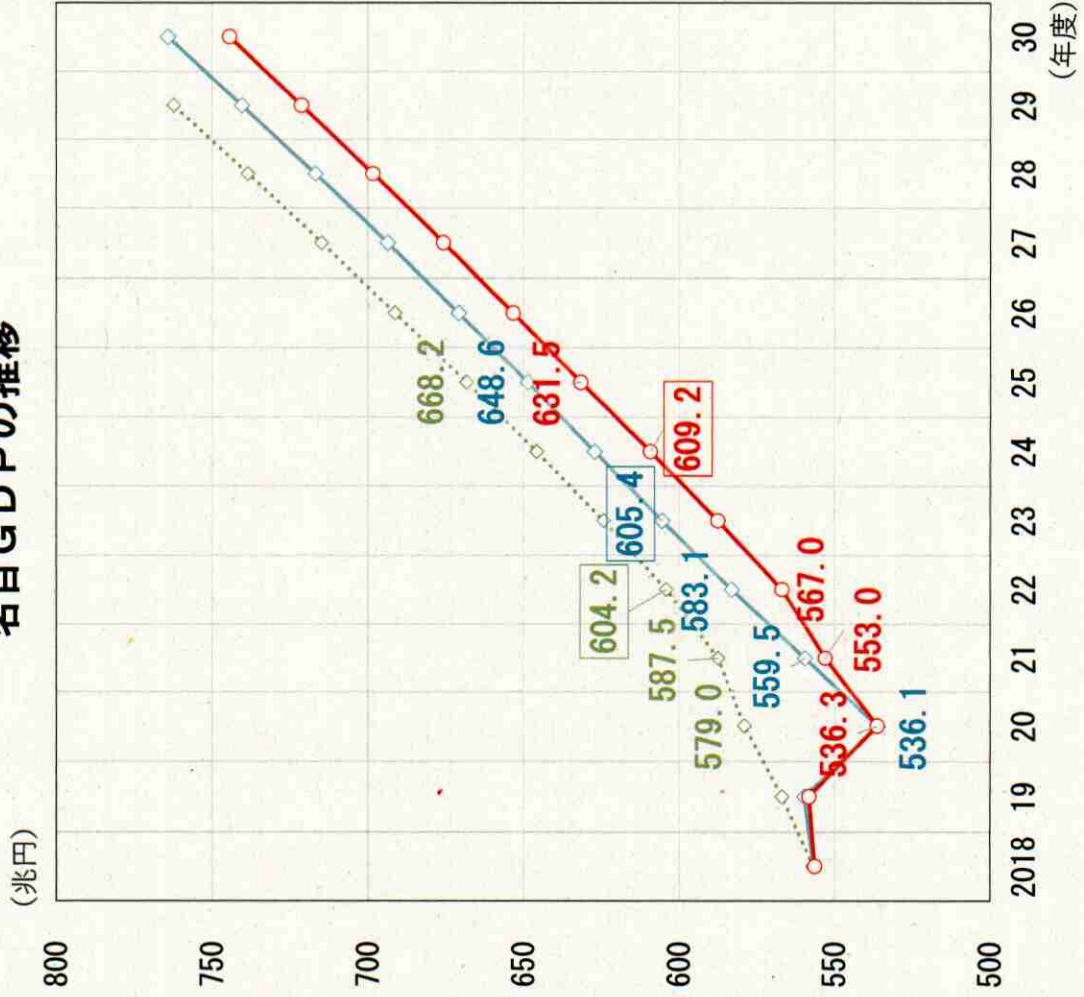
1. 「中長期の経済財政に関する試算」の「成長実現ケース」より作成。
2. 「②コロナ関連補正予算・予備費による悪化」には令和2年度補正予算のほか、令和3年度当初予算の新型コロナウイルス感染症対策予備費などを含む。
3. 「③コロナ前の税収減による悪化(米中貿易摩擦による海外経済の減速等)」は2018年7月試算から2020年1月試算への変化。「④コロナ後の税収減による悪化(コロナによる人為的な落ち込み)」は2020年1月試算から2021年7月試算へのPB歳入の変化。
4. 2018年度に策定された「新経済・財政再生計画」におけるPB赤字対GDP比の2021年度の間接指標は、2017年度からの実質的な半減値である1.5%程度とされている。

# 過去の中長期試算（成長実現ケース）との比較 ①GDP

実質GDPの推移



名目GDPの推移



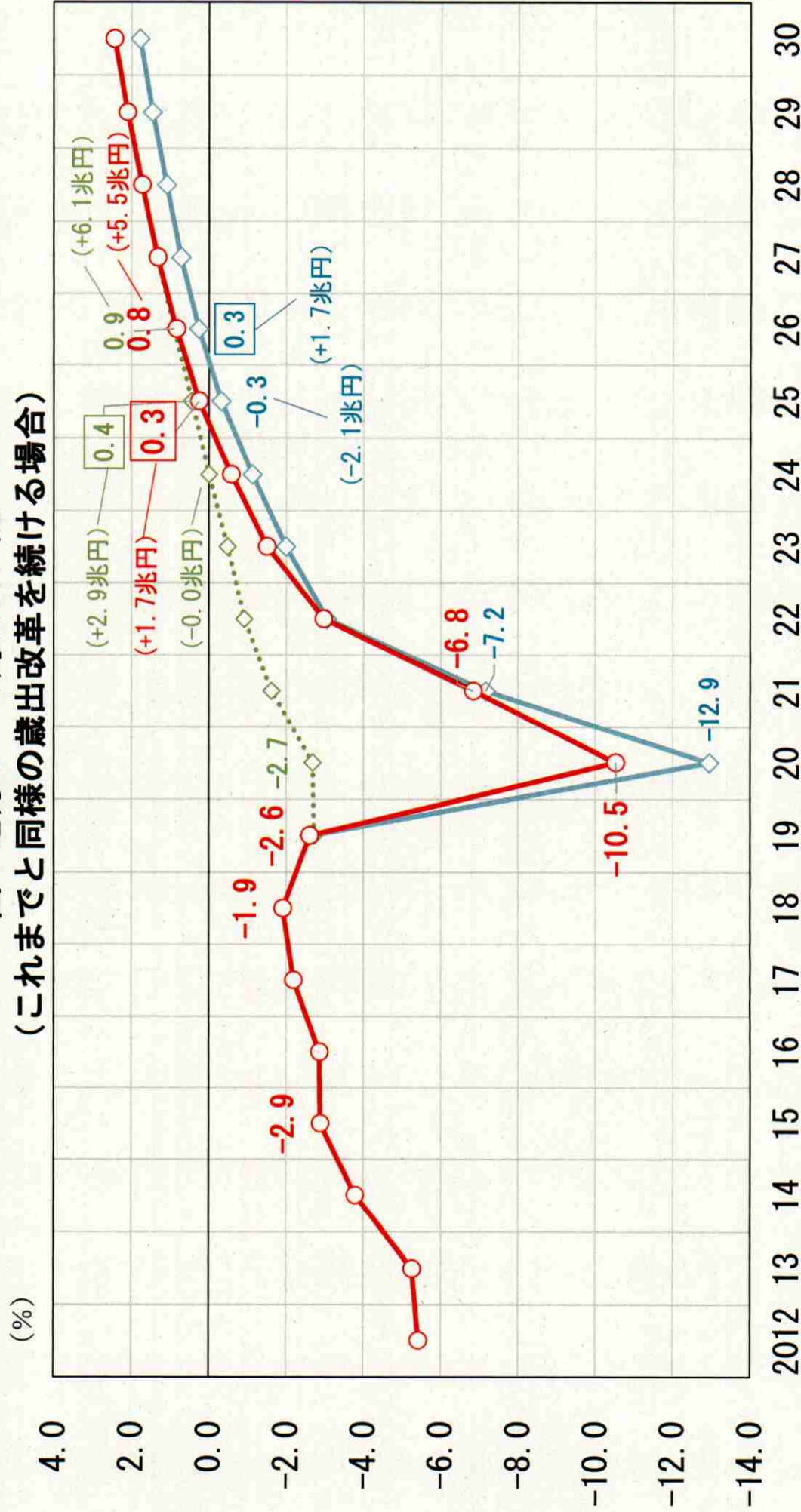
◆ コロナ前 (2020年1月試算)   
 ■ 前回 (2021年1月試算)   
 ● 今回 (2021年7月試算)

(備考) 「中長期の経済財政に関する試算」(2020年1月、2021年1月、2021年7月)より作成。  
 2020年1月試算のGDPは、2020年12月のSNAの基準改定の影響を調整したものの。



# 過去の中長期試算（成長実現ケース）との比較 ②PB

国・地方のPB対GDP比  
（これまでと同様の歳出改革を続ける場合）

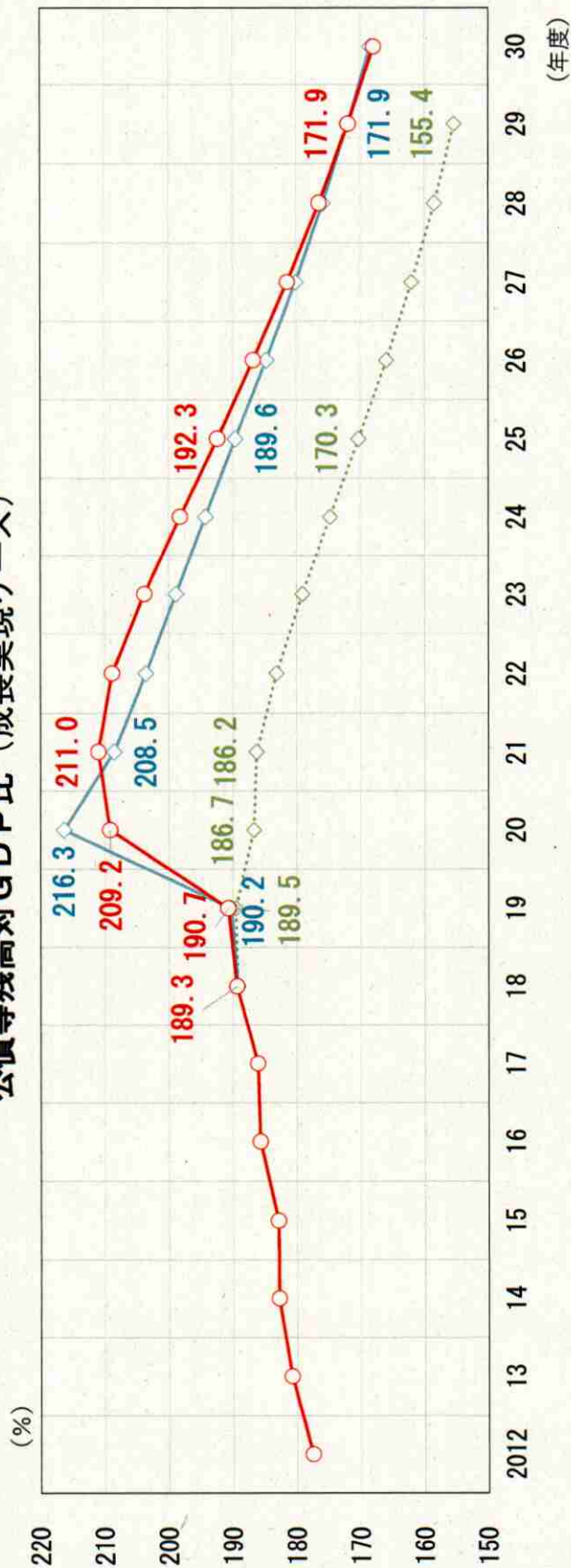


◆前回 (2021年1月試算)    ◇今回 (2021年7月試算)

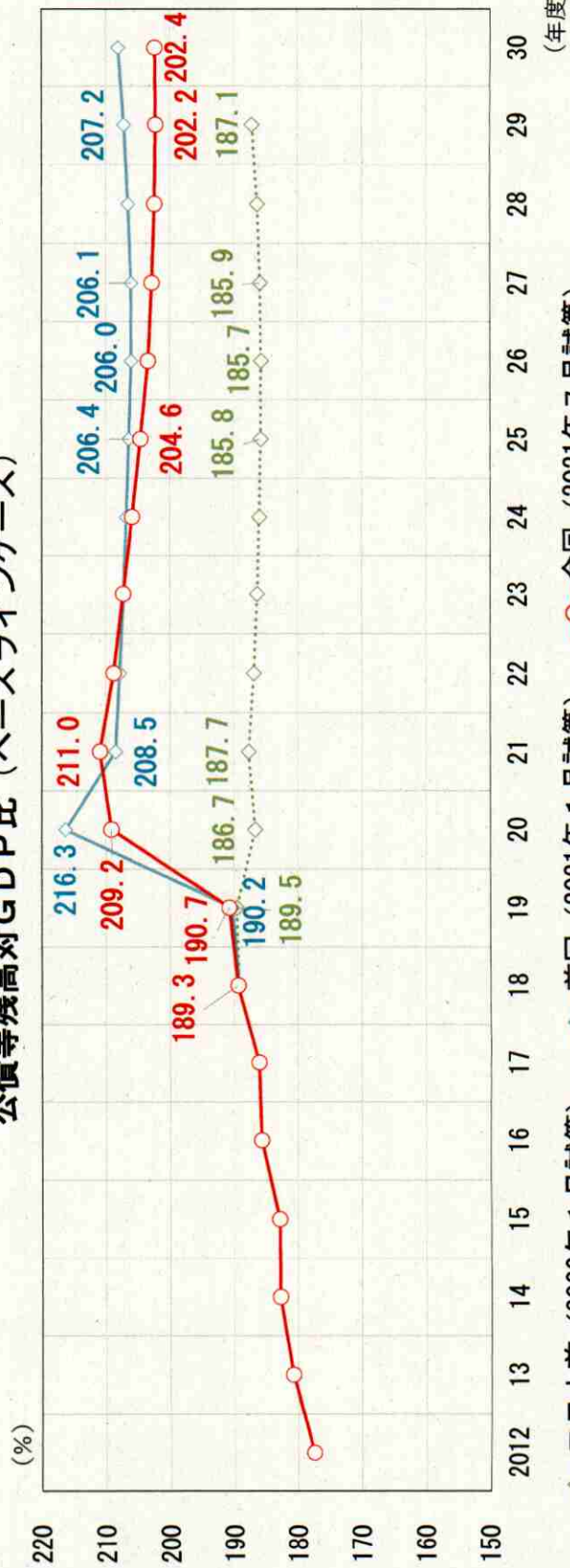
- (備考) 1. 「中長期の経済財政に関する試算」(2020年1月、2021年1月、2021年7月)より作成。  
2020年1月試算の名目GDPは、2020年12月のSNAの基準改定の影響を調整したもの。  
2. 歳出効率化とそれによる経済への影響を加味した場合のPB改善効果を1年当たり1.3兆円程度と想定。  
歳出改革後のPBは、当初予算年度の次年度以降に、1年当たり1.3兆円程度の追加的なPB改善が生じる場合の値。  
ただし、今回の中長期試算では、2022年度にこれまでと同様の歳出改革の半分程度のPB改善を予め織り込んでいるため、  
歳出改革を続ける場合のPB改善幅は、2025年度時点で1.3兆円×3.5年=4.6兆円程度。

# 過去の中長期試算との比較 ③公債等残高

公債等残高対GDP比 (成長実現ケース)



公債等残高対GDP比 (ベースラインケース)



(備考) 「中長期の経済財政に関する試算」(2020年1月、2021年1月、2021年7月)より作成。  
2020年1月試算のGDPは、2020年12月のSNAの基準改定の影響を調整したものの。



# 中長期の経済財政に関する試算

(令和3年7月21日 経済財政諮問会議提出)

本試算は、経済財政諮問会議の審議のための参考として、内閣府が作成し、提出するものである。

内 閣 府

本試算は、経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデル(経済財政モデル)を基礎としている。

したがって、成長率、物価及び金利などはモデルから試算されるものであり、あらかじめ設定したものではない。

試算の内容は、種々の不確実性を伴うため相当な幅を持って理解される必要がある。



## 1. はじめに

政府は、骨太方針2021<sup>1</sup>において、「経済あつての財政」との考え方の下、デフレ脱却・経済再生に取り組むとともに、財政健全化に向け、歳出改革努力を続け、あわせて歳入改革を進めていくこととした。この中で、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支(以下「PB」という。)黒字化を目指すとともに、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持することとした<sup>2</sup>。

本試算は、経済再生と財政健全化の進捗状況を評価するとともに、今後の取組に関する検討に必要な基礎データを提供することで、経済財政諮問会議における審議に資することを目的としており、以下の経済シナリオ及び財政の想定の下、中長期の経済財政の展望を行っている。

## 2. 経済に関するシナリオと想定<sup>3</sup>

2022年度までの経済動向については、内閣府年央試算<sup>4</sup>等に基づいている。2023年度以降については、過去の実績や足元の経済トレンドを基に、今後想定されるGDPや物価動向等の中長期的なマクロ経済の姿を、2つのケースで比較考量できるように示している。

### (1) 成長実現ケース

政府が掲げるデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したものである。

具体的には、成長実現ケースでは次の前提を置いている。

- ・全要素生産性(TFP)上昇率が、日本経済がデフレ状況に入る前に実際に経験した上昇幅とペース<sup>5</sup>で、足元の水準(0.4%程度)から1.3%程度まで上昇する。
- ・労働参加率が、平成30年度雇用政策研究会において示された「経済成長と労働参加が進むケース」の労働力需給推計を踏まえて推移する。
- ・外国人労働者が、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」における外国人数と、特定技能の在留資格に係る外国人労働者の「受入見込み数」<sup>6</sup>を踏まえて推移する。

<sup>1</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(2021年6月18日閣議決定)

<sup>2</sup> ただし、感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認することとされている。

<sup>3</sup> 詳細は付録を参照。

<sup>4</sup> 「令和3(2021)年度内閣府年央試算」(2021年7月6日経済財政諮問会議提出)

<sup>5</sup> 具体的には、全要素生産性(TFP)上昇率は、1982年度から1987年度までの5年間で0.9%程度の上昇。

<sup>6</sup> 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(2018年12月25日閣議決定)



## (2) ベースラインケース

経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿を試算したものである。

具体的には、成長実現ケースとの主な前提の違いは次のとおり。

- ・全要素生産性(TFP)上昇率が将来にわたって0.7%程度<sup>7</sup>で推移する。
- ・労働参加率が平成30年度雇用政策研究会において示された「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」の労働力需給推計を踏まえて推移する。

## 3. 財政面における主な想定<sup>8</sup>

財政面では、次の想定を基に、2. で示した2つの経済シナリオとそれぞれ整合的な姿を示している。

- ・2021年度の歳出・歳入については、令和3年度予算等<sup>9</sup>を反映している。
- ・2022年度の歳出については、物価・賃金の動向やこれまでの歳出効率化努力等を勘案し、結果として高齢化等を除く歳出について、これまで同様の歳出改革を続けた場合<sup>10</sup>の半分程度の歳出の伸びの抑制を仮定して機械的に計算している。その上で、公的固定資本形成については、内閣府年央試算に基づき、名目値で実績期間の過去5年間の平均並みとの仮定を置いている。
- ・2023年度以降の歳出については、社会保障歳出は高齢化要因や物価・賃金上昇率等を反映して増加し、それ以外の一般歳出は物価上昇率並みに増加する。
- ・2022年度以降の歳入については、税収等はマクロ経済の姿と整合的な形で推移する。

## 4. 経済再生と財政健全化の進捗状況と今後の展望

### 【進捗状況】

2020年度の経済成長率は、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況となり、実質▲4.6%、名目▲3.9%となった。2021年度については、感染拡大防止のために経済活動を抑制してきたこともあり、年度前半は緩やかな回復となるが、公的支出により経済を下支えする中で、ワクチン接種の促進等もあってサービス消費が回復に向かい、輸出や設備投資の着実な増加とあいまって、年度後半に回復ペースが速まり、実質3.7%程度、名目3.1%程度の経済成長が見込まれる。

<sup>7</sup> 2002年1月以降（第14循環以降）の平均。

<sup>8</sup> 詳細は付録を参照。

<sup>9</sup> 国・地方の歳入については、令和2年度決算に関して、足元の経済動向を踏まえた基調的な動きを勘案している。

<sup>10</sup> 経済財政諮問会議（2018年5月28日）有識者議員提出資料及び経済財政諮問会議（2021年4月26日）内閣府提出資料に基づき、歳出効率化努力とそれによる経済への影響を加味した場合のPB改善効果を1年当たり1.3兆円程度と想定。



財政面では、PB<sup>11</sup>赤字対GDP比については、2020年度は、感染症に対応するための補正予算による歳出増などから10.5%程度となる見込みである。2021年度は、前年度補正予算の繰越し等の影響を含め6.8%程度となる見込みである。この結果、公債等残高対GDP比については、2020年度は209.2%程度、2021年度は211.0%程度となる見込みである。

### 【今後の展望】

成長実現ケースについては、新たな成長の原動力となるグリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育てを実現する投資の促進やその基盤づくりを進め、潜在成長率が着実に上昇することで、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長率を実現する。この結果、名目GDPが概ね600兆円に達する時期は、感染症の経済への影響を見極める必要があるが、2024年度頃と見込まれる。また、消費者物価上昇率は、2025年度以降2%程度に達すると見込まれる。

財政面では、PBは、歳出改革を織り込まない自然体の姿で2025年度に対GDP比で0.5%程度の赤字となり、PB黒字化の時期は2027年度となる<sup>12</sup>。引き続き、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし、民需主導で質・量ともにより高い成長を実現していく中で、歳出・歳入両面の改善を続けることが重要である。公債等残高対GDP比は、試算期間内において、安定的な低下が見込まれる。なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。

一方、ベースラインケースについては、経済成長率は中長期的に実質1%程度、名目1%台前半程度となる。また、消費者物価上昇率は、0.7%程度で推移する。

財政面では、PB赤字対GDP比は、2025年度に1.3%程度となり、試算期間内のPB改善は緩やかなものにとどまる。公債等残高対GDP比は、試算期間内は概ね横ばいで推移する。

<sup>11</sup> 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

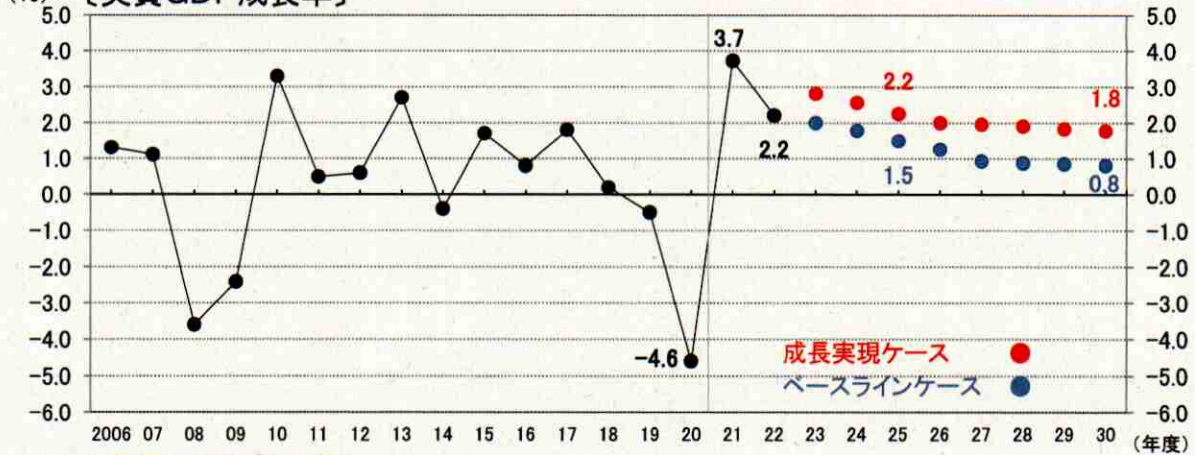
<sup>12</sup> 経済財政諮問会議（2018年5月28日）有識者議員提出資料及び経済財政諮問会議（2021年4月26日）内閣府提出資料に基づき、歳出効率化努力とそれによる経済への影響を加味した場合のPB改善効果を1年当たり1.3兆円程度と想定して機械的に計算すると、これまで同様の歳出改革を続ける場合、黒字化は2025年度と2年程度の前倒しが視野に入る。



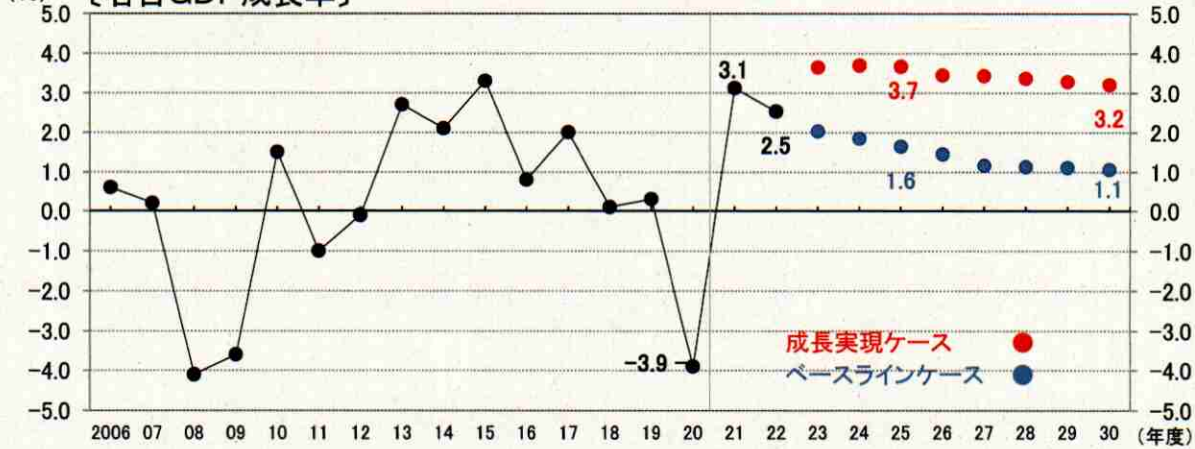
**主な試算結果**

**OGDP成長率**

(%) **〔実質GDP成長率〕**

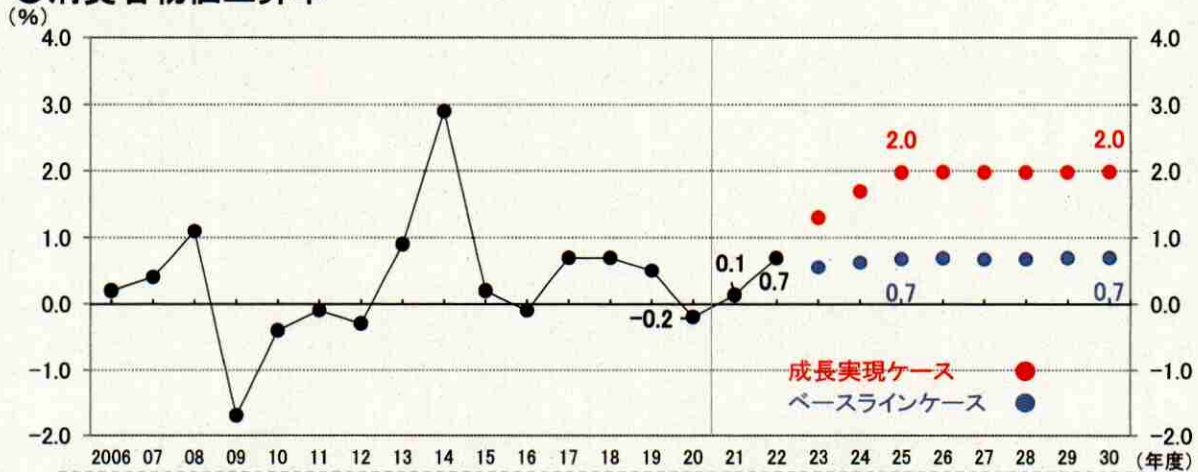


(%) **〔名目GDP成長率〕**



・成長実現ケースについては、GDP成長率は、新たな成長の原動力となるグリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育てを実現する投資の促進やその基盤づくりを進め、潜在成長率が着実に上昇することで、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長率が実現する。この結果、名目GDPが概ね600兆円に達する時期は、感染症の経済への影響を見極める必要があるが、2024年度頃と見込まれる。

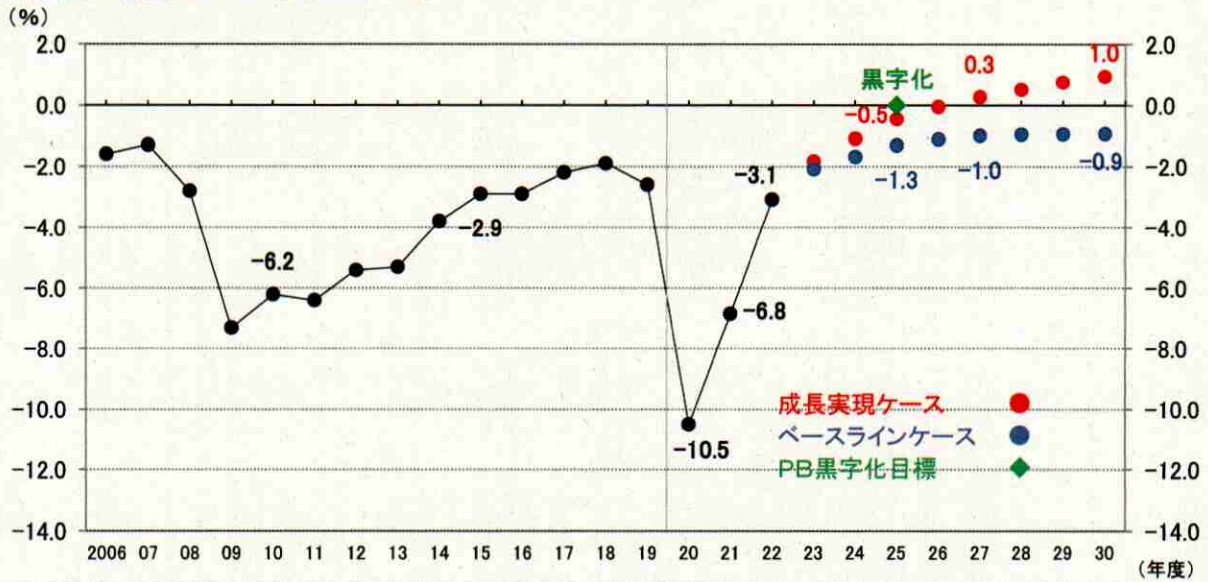
**○消費者物価上昇率**



・消費者物価上昇率は、成長実現ケースでは、2025年度以降2%程度に達すると見込まれる。

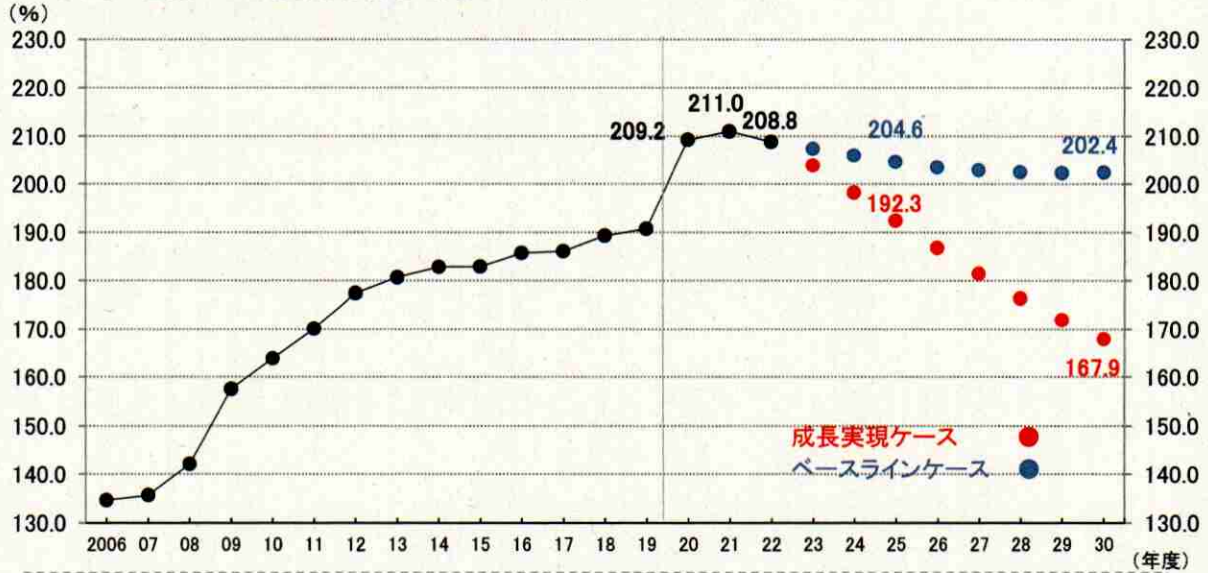


### ○国・地方のPB\*(対GDP比)



・PBは、成長実現ケースにおいては、歳出改革を織り込まない自然体の姿で、2025年度に対GDP比で0.5%程度の赤字となり、PB黒字化の時期は2027年度となる。

### ○国・地方の公債等残高\*(対GDP比)



・公債等残高対GDP比は、成長実現ケースでは、試算期間内において、安定的な低下が見込まれる。なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。  
 ・ベースラインケースでは、試算期間内は概ね横ばいで推移する。

\* 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。



# 計数表

## 成長実現ケース

【マクロ経済の姿】

(%程度)、[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
実質GDP成長率	(▲0.5)	(▲4.6)	(3.7)	(2.2)	(2.8)	(2.5)	(2.2)	(2.0)	(2.0)	(1.9)	(1.8)	(1.8)
実質GNI成長率	(▲0.3)	(▲3.6)	(2.9)	(2.2)	(2.8)	(2.6)	(2.4)	(2.1)	(2.0)	(2.0)	(1.8)	(1.8)
名目GDP成長率	(0.3)	(▲3.9)	(3.1)	(2.5)	(3.6)	(3.7)	(3.7)	(3.4)	(3.4)	(3.4)	(3.3)	(3.2)
名目GDP	558.3	536.3	553.0	567.0	587.6	609.2	631.5	653.3	675.7	698.4	721.3	744.4
1人当たり名目GNI成長率	(0.6)	(▲3.6)	(3.4)	(3.4)	(4.0)	(4.2)	(4.2)	(4.0)	(3.9)	(3.9)	(3.8)	(3.7)
1人当たり名目GNI (※万円)	460	443	458	474	493	514	535	556	578	601	623	647
潜在成長率	(0.7)	(0.6)	(1.0)	(1.2)	(1.4)	(1.7)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.9)	(1.8)	(1.8)
物価上昇率												
消費者物価	(0.5)	(▲0.2)	(0.1)	(0.7)	(1.3)	(1.7)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)
国内企業物価	(0.1)	(▲1.4)	(3.6)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)
GDPデフレーター	(0.9)	(0.6)	(▲0.6)	(0.3)	(0.8)	(1.1)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.4)
完全失業率	(2.3)	(2.9)	(2.7)	(2.4)	(2.4)	(2.3)	(2.4)	(2.4)	(2.5)	(2.5)	(2.5)	(2.6)
名目長期金利	(▲0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.5)	(1.1)	(1.8)	(2.3)	(2.7)
部門別収支												
一般政府	[▲3.1]	[▲10.5]	[▲7.2]	[▲3.3]	[▲1.9]	[▲0.9]	[▲0.0]	[0.5]	[1.0]	[1.2]	[1.4]	[1.5]
民間	[6.6]	[14.3]	[11.0]	[7.5]	[6.2]	[5.2]	[4.2]	[3.7]	[3.2]	[2.9]	[2.7]	[2.6]
海外	[▲3.5]	[▲3.8]	[▲3.8]	[▲4.2]	[▲4.3]	[▲4.3]	[▲4.2]	[▲4.2]	[▲4.2]	[▲4.1]	[▲4.1]	[▲4.1]

【国・地方の財政の姿】(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)

[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基礎的財政収支	▲14.6	▲56.4	▲37.8	▲17.5	▲10.8	▲6.8	▲2.9	▲0.4	1.8	3.6	5.4	7.1
(対名目GDP比)	[▲2.6]	[▲10.5]	[▲6.8]	[▲3.1]	[▲1.8]	[▲1.1]	[▲0.5]	[▲0.1]	[0.3]	[0.5]	[0.8]	[1.0]
国	▲16.1	▲55.9	▲37.0	▲18.1	▲13.1	▲11.5	▲9.8	▲9.0	▲8.1	▲7.1	▲6.4	▲5.8
(対名目GDP比)	[▲2.9]	[▲10.4]	[▲6.7]	[▲3.2]	[▲2.2]	[▲1.9]	[▲1.6]	[▲1.4]	[▲1.2]	[▲1.0]	[▲0.9]	[▲0.8]
地方	1.5	▲0.5	▲0.8	0.6	2.3	4.7	6.8	8.6	9.8	10.7	11.8	12.9
(対名目GDP比)	[0.3]	[▲0.1]	[▲0.1]	[0.1]	[0.4]	[0.8]	[1.1]	[1.3]	[1.5]	[1.5]	[1.6]	[1.7]
財政収支	▲20.6	▲62.7	▲45.0	▲22.7	▲15.6	▲11.1	▲6.8	▲4.0	▲2.1	▲1.2	▲0.7	▲1.0
(対名目GDP比)	[▲3.7]	[▲11.7]	[▲8.1]	[▲4.0]	[▲2.7]	[▲1.8]	[▲1.1]	[▲0.6]	[▲0.3]	[▲0.2]	[▲0.1]	[▲0.1]
国	▲21.0	▲60.8	▲42.9	▲22.1	▲16.8	▲14.8	▲12.7	▲11.8	▲11.2	▲11.3	▲12.0	▲13.3
(対名目GDP比)	[▲3.8]	[▲11.3]	[▲7.8]	[▲3.9]	[▲2.9]	[▲2.4]	[▲2.0]	[▲1.8]	[▲1.7]	[▲1.6]	[▲1.7]	[▲1.8]
地方	0.4	▲1.9	▲2.1	▲0.6	1.2	3.7	5.9	7.8	9.1	10.1	11.3	12.4
(対名目GDP比)	[0.1]	[▲0.4]	[▲0.4]	[▲0.1]	[0.2]	[0.6]	[0.9]	[1.2]	[1.4]	[1.4]	[1.6]	[1.7]
公債等残高	1064.6	1121.6	1166.7	1183.9	1197.5	1207.4	1214.6	1220.1	1225.8	1232.1	1239.7	1250.0
(対名目GDP比)	[190.7]	[209.2]	[211.0]	[208.8]	[203.8]	[198.2]	[192.3]	[186.8]	[181.4]	[176.4]	[171.9]	[167.9]

【国の一般会計の姿】

兆円程度

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
歳出	101.4	147.6	106.6	100.9	103.0	105.3	107.5	109.9	112.8	116.3	120.5	125.2
(基礎的財政収支対象経費)	79.4	125.7	83.4	78.5	80.2	82.5	84.7	86.8	88.8	90.7	92.8	95.0
社会保障関係費	33.5	43.0	35.8	36.8	37.5	38.2	39.0	39.8	40.7	41.7	42.6	43.5
地方交付税等	16.0	16.3	15.9	15.2	15.9	17.0	18.0	18.7	19.3	19.7	20.3	21.0
その他	29.5	66.0	31.1	26.1	26.4	26.8	27.3	27.9	28.4	28.9	29.5	30.1
国債費	22.3	22.3	23.8	22.8	23.2	23.2	23.2	23.5	24.4	26.0	28.0	30.6
歳出と歳入等との差額	65.5	45.2	63.0	67.1	70.5	74.3	77.8	80.7	83.6	86.4	89.2	92.0
歳入	58.4	60.8	57.4	61.4	64.7	68.4	71.8	74.5	77.2	79.9	82.5	85.2
その他収入	7.0	▲15.6	5.6	5.7	5.8	5.9	6.1	6.2	6.4	6.5	6.7	6.8
歳出と歳入等との差額	36.6	108.6	43.6	33.9	32.5	31.0	29.7	29.2	29.2	29.9	31.3	33.2
一般会計における基礎的財政収支	▲13.9	▲80.4	▲20.4	▲11.4	▲9.7	▲8.2	▲6.9	▲6.0	▲5.2	▲4.3	▲3.7	▲3.0

【地方の普通会計の姿】

兆円程度

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
歳出	97.9	123.1	96.7	97.0	98.1	99.6	101.9	104.8	107.9	110.8	113.9	117.1
公債費	12.1	11.7	11.8	11.5	11.4	11.2	11.2	11.2	11.4	11.3	11.2	10.9
歳出と歳入等との差額	84.4	109.4	82.1	83.5	86.1	89.7	93.6	97.1	100.2	103.1	106.3	109.6
歳入	43.7	43.0	40.8	42.5	44.1	46.1	48.3	50.4	52.3	54.1	55.9	57.6
歳出と歳入等との差額	13.5	13.8	14.6	13.5	12.0	10.0	8.3	7.7	7.7	7.7	7.6	7.5
普通会計における基礎的財政収支	1.2	▲1.1	▲0.8	0.3	1.8	3.8	5.8	7.5	8.6	9.6	10.8	12.1

(注1) 「国の一般会計の姿」のうち、2019年度までは決算、2020年度は決算概要、2021年度は予算による。「地方の普通会計の姿」のうち、2019年度は決算による。

(注2) 基礎的財政収支対象経費は、国の一般会計歳出から利払費と債務償還費(交付国債分を除く)及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの。

(注3) 「国の一般会計の姿」のうち、2019年度・2020年度のその他収入は、税外収入と前年度剰余金(含む繰越財源)の合計(2019年度:14.1兆円程度、2020年度:15.2兆円程度)から、翌年度への繰越額(2019年度:6.6兆円程度、2020年度:30.8兆円程度)等を控除したもの。

(注4) 「地方の普通会計の姿」のうち、歳入等は歳入総額から地方債、積立金取崩し額、繰越金を控除したもの。歳入は地方税と地方譲与税の合計額。



## ベースラインケース

【マクロ経済の姿】

(%程度)、[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
実質GDP成長率	(▲0.5)	(▲4.6)	(3.7)	(2.2)	(2.0)	(1.8)	(1.5)	(1.2)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.8)
実質GNI成長率	(▲0.3)	(▲3.6)	(2.9)	(2.2)	(2.0)	(1.7)	(1.5)	(1.3)	(1.0)	(0.9)	(0.8)	(0.8)
名目GDP成長率	(0.3)	(▲3.9)	(3.1)	(2.5)	(2.0)	(1.8)	(1.6)	(1.4)	(1.2)	(1.1)	(1.1)	(1.1)
名目GDP	558.3	536.3	553.0	567.0	578.4	589.0	598.7	607.3	614.3	621.3	628.1	634.8
1人当たり名目GNI成長率	(0.6)	(▲3.6)	(3.4)	(3.4)	(2.4)	(2.4)	(2.2)	(2.0)	(1.7)	(1.7)	(1.7)	(1.7)
1人当たり名目GNI (※万円)	460	443	458	474	486	497	508	518	527	536	545	554
潜在成長率	(0.7)	(0.6)	(1.0)	(1.2)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.8)
物価上昇率												
消費者物価	(0.5)	(▲0.2)	(0.1)	(0.7)	(0.6)	(0.6)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)
国内企業物価	(0.1)	(▲1.4)	(3.6)	(0.6)	(0.2)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
GDPデフレーター	(0.9)	(0.6)	(▲0.6)	(0.3)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
完全失業率	(2.3)	(2.9)	(2.7)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(2.5)	(2.5)	(2.6)	(2.6)	(2.7)	(2.7)
名目長期金利	(▲0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.3)	(0.7)	(1.1)	(1.4)	(1.4)
部門別収支												
一般政府	[▲3.1]	[▲10.5]	[▲7.2]	[▲3.3]	[▲2.4]	[▲1.8]	[▲1.2]	[▲0.9]	[▲0.7]	[▲0.6]	[▲0.7]	[▲0.9]
民間	[6.6]	[14.3]	[11.0]	[7.5]	[6.5]	[5.9]	[5.3]	[4.9]	[4.6]	[4.5]	[4.5]	[4.6]
海外	[▲3.5]	[▲3.8]	[▲3.8]	[▲4.2]	[▲4.2]	[▲4.1]	[▲4.1]	[▲4.0]	[▲3.9]	[▲3.9]	[▲3.8]	[▲3.7]

【国・地方の財政の姿】(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)

[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基礎的財政収支	▲14.6	▲56.4	▲37.8	▲17.5	▲12.1	▲10.0	▲7.9	▲6.8	▲6.2	▲6.0	▲6.0	▲6.0
(対名目GDP比)	[▲2.6]	[▲10.5]	[▲6.8]	[▲3.1]	[▲2.1]	[▲1.7]	[▲1.3]	[▲1.1]	[▲1.0]	[▲1.0]	[▲1.0]	[▲0.9]
国	▲16.1	▲55.9	▲37.0	▲18.1	▲13.8	▲12.8	▲11.9	▲11.6	▲11.4	▲11.2	▲11.1	▲11.2
(対名目GDP比)	[▲2.9]	[▲10.4]	[▲6.7]	[▲3.2]	[▲2.4]	[▲2.2]	[▲2.0]	[▲1.9]	[▲1.8]	[▲1.8]	[▲1.8]	[▲1.8]
地方	1.5	▲0.5	▲0.8	0.6	1.6	2.8	4.0	4.8	5.2	5.1	5.2	5.2
(対名目GDP比)	[0.3]	[▲0.1]	[▲0.1]	[0.1]	[0.3]	[0.5]	[0.7]	[0.8]	[0.8]	[0.8]	[0.8]	[0.8]
財政収支	▲20.6	▲62.7	▲45.0	▲22.7	▲16.9	▲14.3	▲11.7	▲10.3	▲9.5	▲9.8	▲10.5	▲11.4
(対名目GDP比)	[▲3.7]	[▲11.7]	[▲8.1]	[▲4.0]	[▲2.9]	[▲2.4]	[▲2.0]	[▲1.7]	[▲1.6]	[▲1.6]	[▲1.7]	[▲1.8]
国	▲21.0	▲60.8	▲42.9	▲22.1	▲17.5	▲16.1	▲14.7	▲14.2	▲14.0	▲14.2	▲14.9	▲15.8
(対名目GDP比)	[▲3.8]	[▲11.3]	[▲7.8]	[▲3.9]	[▲3.0]	[▲2.7]	[▲2.5]	[▲2.3]	[▲2.3]	[▲2.3]	[▲2.4]	[▲2.5]
地方	0.4	▲1.9	▲2.1	▲0.6	0.5	1.8	3.0	3.9	4.4	4.4	4.4	4.4
(対名目GDP比)	[0.1]	[▲0.4]	[▲0.4]	[▲0.1]	[0.1]	[0.3]	[0.5]	[0.6]	[0.7]	[0.7]	[0.7]	[0.7]
公債等残高	1064.6	1121.6	1166.7	1183.9	1199.2	1212.9	1224.9	1235.4	1246.3	1257.8	1270.3	1284.6
(対名目GDP比)	[190.7]	[209.2]	[211.0]	[208.8]	[207.3]	[205.9]	[204.6]	[203.4]	[202.9]	[202.5]	[202.2]	[202.4]

【国の一般会計の姿】

兆円程度

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
歳出	101.4	147.6	106.6	100.9	102.1	103.4	104.6	105.8	107.1	108.6	110.7	112.9
(基礎的財政収支対象経費)	79.4	125.7	83.4	78.5	79.3	80.6	81.8	82.8	83.6	84.2	85.0	85.8
社会保障関係費	33.5	43.0	35.8	36.8	37.3	37.9	38.4	38.8	39.3	39.8	40.3	40.7
地方交付税等	16.0	16.3	15.9	15.2	15.4	16.0	16.5	16.9	17.0	16.9	17.1	17.2
その他	29.5	66.0	31.1	26.1	26.2	26.4	26.5	26.7	26.9	27.0	27.2	27.4
国債費	22.3	22.3	23.8	22.8	23.2	23.2	23.2	23.4	23.9	24.9	26.1	27.5
税収等	65.5	45.2	63.0	67.1	68.6	70.4	72.2	73.6	74.6	75.4	76.2	76.9
税収	58.4	60.8	57.4	61.4	62.9	64.6	66.3	67.7	68.6	69.4	70.1	70.8
その他収入	7.0	▲15.6	5.6	5.7	5.7	5.8	5.9	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1
歳出と税収等との差額	36.6	108.6	43.6	33.9	33.5	33.0	32.4	32.2	32.5	33.2	34.5	36.0
一般会計における基礎的財政収支	▲13.9	▲80.4	▲20.4	▲11.4	▲10.7	▲10.2	▲9.6	▲9.2	▲9.0	▲8.7	▲8.8	▲8.9

【地方の普通会計の姿】

兆円程度

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
歳出	97.9	123.1	96.7	97.0	97.4	98.1	99.0	99.8	101.0	101.9	102.7	103.3
公債費	12.1	11.7	11.8	11.5	11.4	11.2	11.2	11.2	11.5	11.5	11.5	11.3
税収等	84.4	109.4	82.1	83.5	84.7	86.3	88.1	89.6	90.7	91.3	92.1	92.9
税収	43.7	43.0	40.8	42.5	43.5	44.4	45.4	46.3	47.1	47.7	48.2	48.7
歳出と税収等との差額	13.5	13.8	14.6	13.5	12.7	11.8	10.9	10.2	10.3	10.5	10.6	10.4
普通会計における基礎的財政収支	1.2	▲1.1	▲0.8	0.3	1.1	1.8	2.8	3.6	3.8	3.6	3.6	3.6

(注1) 「国の一般会計の姿」のうち、2019年度までは決算、2020年度は決算概要、2021年度は予算による。「地方の普通会計の姿」のうち、2019年度は決算による。

(注2) 基礎的財政収支対象経費は、国の一般会計歳出から利払費と債務償還費(交付国債分を除く)及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの。

(注3) 「国の一般会計の姿」のうち、2019年度・2020年度のその他収入は、税外収入と前年度剰余金(含む繰越財源)の合計(2019年度:14.1兆円程度、2020年度:15.2兆円程度)から、翌年度への繰越額(2019年度:6.6兆円程度、2020年度:30.8兆円程度)等を控除したもの。

(注4) 「地方の普通会計の姿」のうち、税収等は歳入総額から地方債、積立金取崩し額、繰越金を控除したもの。税収は地方税と地方譲与税の合計額。



【国・地方の財政の姿】

(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を含んだベース)

成長実現ケース

[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基礎的財政収支	▲ 15.2	▲ 57.4	▲ 38.3	▲ 17.4	▲ 10.7	▲ 6.3	▲ 2.5	0.2	2.4	4.2	6.0	7.7
(対名目GDP比)	[▲2.7]	[▲10.7]	[▲6.9]	[▲3.1]	[▲1.8]	[▲1.0]	[▲0.4]	[0.0]	[0.4]	[0.6]	[0.8]	[1.0]
国	▲ 16.6	▲ 56.8	▲ 37.5	▲ 18.1	▲ 13.0	▲ 11.0	▲ 9.3	▲ 8.4	▲ 7.4	▲ 6.5	▲ 5.8	▲ 5.2
(対名目GDP比)	[▲3.0]	[▲10.6]	[▲6.8]	[▲3.2]	[▲2.2]	[▲1.8]	[▲1.5]	[▲1.3]	[▲1.1]	[▲0.9]	[▲0.8]	[▲0.7]
地方	1.4	▲ 0.5	▲ 0.8	0.7	2.4	4.7	6.9	8.6	9.8	10.7	11.8	12.9
(対名目GDP比)	[0.3]	[▲0.1]	[▲0.1]	[0.1]	[0.4]	[0.8]	[1.1]	[1.3]	[1.5]	[1.5]	[1.6]	[1.7]
財政収支	▲ 21.2	▲ 63.7	▲ 45.5	▲ 22.7	▲ 15.5	▲ 10.6	▲ 6.3	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 0.6	▲ 0.1	▲ 0.3
(対名目GDP比)	[▲3.8]	[▲11.9]	[▲8.2]	[▲4.0]	[▲2.6]	[▲1.7]	[▲1.0]	[▲0.5]	[▲0.2]	[▲0.1]	[▲0.0]	[▲0.0]
国	▲ 21.5	▲ 61.7	▲ 43.4	▲ 22.1	▲ 16.7	▲ 14.3	▲ 12.2	▲ 11.2	▲ 10.6	▲ 10.7	▲ 11.4	▲ 12.7
(対名目GDP比)	[▲3.8]	[▲11.5]	[▲7.8]	[▲3.9]	[▲2.8]	[▲2.4]	[▲1.9]	[▲1.7]	[▲1.6]	[▲1.5]	[▲1.6]	[▲1.7]
地方	0.3	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 0.5	1.3	3.7	5.9	7.8	9.1	10.1	11.3	12.4
(対名目GDP比)	[0.0]	[▲0.4]	[▲0.4]	[▲0.1]	[0.2]	[0.6]	[0.9]	[1.2]	[1.4]	[1.4]	[1.6]	[1.7]
公債等残高	1071.3	1129.1	1172.9	1189.9	1203.4	1213.2	1220.2	1225.3	1230.7	1236.7	1244.0	1253.8
(対名目GDP比)	[191.9]	[210.6]	[212.1]	[209.9]	[204.8]	[199.1]	[193.2]	[187.6]	[182.1]	[177.1]	[172.5]	[168.4]

ベースラインケース

[対GDP比、%程度]、兆円程度

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基礎的財政収支	▲ 15.2	▲ 57.4	▲ 38.3	▲ 17.4	▲ 12.0	▲ 9.5	▲ 7.5	▲ 6.2	▲ 5.5	▲ 5.4	▲ 5.4	▲ 5.3
(対名目GDP比)	[▲2.7]	[▲10.7]	[▲6.9]	[▲3.1]	[▲2.1]	[▲1.6]	[▲1.2]	[▲1.0]	[▲0.9]	[▲0.9]	[▲0.9]	[▲0.8]
国	▲ 16.6	▲ 56.8	▲ 37.5	▲ 18.1	▲ 13.7	▲ 12.4	▲ 11.4	▲ 11.0	▲ 10.7	▲ 10.5	▲ 10.5	▲ 10.6
(対名目GDP比)	[▲3.0]	[▲10.6]	[▲6.8]	[▲3.2]	[▲2.4]	[▲2.1]	[▲1.9]	[▲1.8]	[▲1.7]	[▲1.7]	[▲1.7]	[▲1.7]
地方	1.4	▲ 0.5	▲ 0.8	0.7	1.7	2.8	4.0	4.8	5.2	5.1	5.2	5.2
(対名目GDP比)	[0.3]	[▲0.1]	[▲0.1]	[0.1]	[0.3]	[0.5]	[0.7]	[0.8]	[0.8]	[0.8]	[0.8]	[0.8]
財政収支	▲ 21.2	▲ 63.7	▲ 45.5	▲ 22.7	▲ 16.8	▲ 13.8	▲ 11.3	▲ 9.6	▲ 8.9	▲ 9.1	▲ 9.8	▲ 10.8
(対名目GDP比)	[▲3.8]	[▲11.9]	[▲8.2]	[▲4.0]	[▲2.9]	[▲2.3]	[▲1.9]	[▲1.6]	[▲1.5]	[▲1.5]	[▲1.6]	[▲1.7]
国	▲ 21.5	▲ 61.7	▲ 43.4	▲ 22.1	▲ 17.4	▲ 15.6	▲ 14.3	▲ 13.6	▲ 13.3	▲ 13.6	▲ 14.3	▲ 15.2
(対名目GDP比)	[▲3.8]	[▲11.5]	[▲7.8]	[▲3.9]	[▲3.0]	[▲2.7]	[▲2.4]	[▲2.2]	[▲2.2]	[▲2.2]	[▲2.3]	[▲2.4]
地方	0.3	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 0.5	0.6	1.8	3.0	3.9	4.4	4.4	4.4	4.4
(対名目GDP比)	[0.0]	[▲0.4]	[▲0.4]	[▲0.1]	[0.1]	[0.3]	[0.5]	[0.6]	[0.7]	[0.7]	[0.7]	[0.7]
公債等残高	1071.3	1129.1	1172.9	1189.9	1205.1	1218.6	1230.5	1240.7	1251.2	1262.3	1274.6	1288.5
(対名目GDP比)	[191.9]	[210.6]	[212.1]	[209.9]	[208.3]	[206.9]	[205.5]	[204.3]	[203.7]	[203.2]	[202.9]	[203.0]



(注)

1. 消費者物価指数は、総合(全国)であり、消費税率引上げの影響を含む。
2. 部門別収支は、国民経済計算における純貸出(純借入)である。
3. 財政収支は国民経済計算における中央政府及び地方府の純貸出(純借入)。基礎的財政収支は財政収支から純利払い(利払い(FISIM調整前)マイナス利子受け取り(FISIM調整前))を控除したものである。また、国・地方ともに一般会計(普通会計)以外に一部の特別会計等を含む。なお、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特会」という。)は国民経済計算上は国に位置付けられるが、その負担分に応じて、償還費及び利払費を国と地方に分割して計上した。  
なお、一般会計における基礎的財政収支は、税収及びその他収入から基礎的財政収支対象経費を控除した額とし、地方普通会計における基礎的財政収支は、歳出から公債費及び積立金を控除した額を、税収等から控除した額としている。
4. 一般政府の部門別収支、国・地方の財政収支及び基礎的財政収支については、2008年度の一般会計による日本高速道路保有・債務返済機構からの債務承継の影響と、2011年度の日本高速道路保有・債務返済機構からの一般会計への国庫納付は特殊要因として控除している。
5. 公債等残高は、普通国債、年金特例公債、地方債及び交付税特会借入金の合計である。なお、2007年度に一般会計に承継された交付税特会借入金(国負担分)に関しては、指標の連続性を維持するために引き続き公債等残高に計上。
6. 復旧・復興対策の経費及び財源の金額とは、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減等により賄われる一般会計からの繰入額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び復興特別税等により財源が確保された金額及び当該財源の金額をいう。  
なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)に基づき、東京電力に求償される除染・中間貯蔵施設事業に係る歳出についても、東京電力による支払いの進捗状況等に鑑み、見合いの財源が確保される経費として復旧・復興対策の経費に含める。

## (付録) 主要な前提

経済成長率及び物価上昇率等については、2019年度までは2019年度(令和元年度)国民経済計算年次推計等、2020年度は「2021年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)」等、2021年度及び2022年度は「令和3(2021)年度内閣府年次試算」(2021年7月6日経済財政諮問会議提出)等による。

### (1) マクロ経済に関するもの

#### 成長実現ケース

##### ① 全要素生産性(TFP)上昇率

日本経済がデフレ状況に入る前に実際に経験した上昇幅とペース(1982年度から1987年度までの、5年間で0.9%程度の上昇ペース)で、足元の水準(0.4%程度)から1.3%程度まで上昇。

##### ② 労働力

###### <労働参加率>

性別・年齢階層別労働参加率が、平成30年度雇用政策研究会(2019年1月15日)において示された「経済成長と労働参加が進むケース」の労働力需給推計を踏まえ推移(例えば、25-44歳女性の労働参加率は、2020年度の80%程度から2030年度の89%程度まで徐々に上昇。また、65-69歳男性の労働参加率は、2020年度の62%程度から2030年度の68%程度まで、65-69歳女性の労働参加率は、2020年度の40%程度から2030年度の49%程度まで徐々に上昇。)

###### <外国人労働者>

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」を踏まえ、外国人数が増加(2019年の244万人から2030年に315万人)。それに加え、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(2018年12月25日閣議決定)で示された「受入見込み数」を踏まえ、新制度に基づく34.5万人程度の外国人労働者の受入れ拡大に伴って労働力人口が増加。

##### ③ 世界経済等

###### <世界経済成長率(日本からの輸出ウェイト(主要10カ国)を勘案した実質成長率)>

2023年度から2025年度の間は、IMFの世界経済見通し(2021年4月)に基づく成長率(年率3.3~3.5%程度)で推移し、それ以降は3.3%程度で横ばい。

###### <物価上昇率(日本からの輸出ウェイト(主要10カ国)を勘案した物価上昇率)>

2023年度から2025年度の間は、IMFの世界経済見通し(2021年4月)に基づく上昇率(年率1.9~2.0%程度)で推移し、それ以降は2.0%程度で横ばい。

###### <原油価格>

2023年度以降、世界銀行の商品市場見通し(2021年4月)に基づく上昇率(平均1.6%程度)で推移。

#### ベースラインケース

上記「成長実現ケース」との違いは次のとおり。



① 全要素生産性(TFP)上昇率

将来にわたって0.7%程度(2002年1月以降(第14循環以降)の平均)で推移。

② 労働力

<労働参加率>

性別・年齢階層別労働参加率は、平成30年度雇用政策研究会(2019年1月15日)において示された「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」の労働力需給推計を踏まえ推移(例えば、25-44歳女性の労働参加率は、2020年度の80%程度から2030年度の88%程度まで徐々に上昇。また、65-69歳男性の労働参加率は、2020年度の62%程度から2030年度の64%程度まで、65-69歳女性の労働参加率は、2020年度の40%程度から2030年度の45%程度まで徐々に上昇。)

③ 世界経済等

<世界経済成長率(日本からの輸出ウェイト(主要10ヵ国)を勘案した実質成長率)>

2023年度以降、IMFの世界経済見通し(2021年4月)に基づく成長率(年率3.3~3.5%程度)を年率0.8%pt程度(注)下回る成長率(年率2.5~2.7%程度)で推移する。

(注)IMFの世界経済見通しの予測における50%信頼区間を考慮

## (2) 税制

- ・ 国の一般会計税収については、2019年度は決算、2020年度は決算概要、2021年度は予算を反映。
- ・ 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第11号)等を踏まえ、改正後の税制が継続するものと想定。
- ・ 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年法律第118号)を踏まえ、復興特別税の実施、個人住民税均等割の税率引上げを反映。

## (3) 歳出

- ・ 国の一般会計歳出については、2019年度は決算、2020年度は決算概要、2021年度は予算を反映。
- ・ 2022年度については、物価・賃金の動向やこれまでの歳出効率化努力等を勘案し、結果として高齢化等を除く歳出について、これまで同様の歳出改革を続けた場合の半分程度の歳出の伸びの抑制を仮定して機械的に計算している。その上で、公的固定資本形成については、内閣府年央試算に基づき、名目値で実績期間の過去5年間の平均並みの仮定を置いている。
- ・ 2023年度以降の期間については、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)を反映した上で、社会保障歳出は高齢化要因や物価・賃金上昇率等を反映して増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並みに増加する(実質横ばい)と想定。社会保障・税一体改革等を踏まえ、消費税率引上げ後に、社会保障制度改革の実施などにより一定の歳出増が、各年度において社会保障の充実・安定化と財政健全化の両立が図られつつ段階的に生じることを想定。
- ・ なお、社会保障歳出は、将来の人口動態、マクロ経済の動向などを基に、経済財政モデルにおいて内生的に推計されるものであるが、政策的要因その他の外部要因による変動も大きく、相当の幅をもって理解される必要がある。
- ・ 2020年度については、地方公共団体の補正予算のうち、東京都と大阪府の補正予算を計上。

#### **(4)東日本大震災復旧、復興のための歳出及び財源に関する想定**

- ・ 歳出については、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」(2015年6月24日復興推進会議決定)、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(2015年6月30日閣議決定)、「令和3年度以降の復興の取組について」(2020年7月17日復興推進会議決定)等を基に、2020年度までの事業規模が31.3兆円程度、2021年度からの5年間の事業規模が1.6兆円程度となると想定。
- ・ 財源は、「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本方針」(2011年10月7日閣議決定)や「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」(2013年1月29日復興推進会議決定)、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」(2015年6月24日復興推進会議決定)、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(2015年6月30日閣議決定)、「令和3年度以降の復興の取組について」(2020年7月17日復興推進会議決定)等を踏まえ、復興特別税や歳出削減、税外収入等により、総額32.9兆円程度が確保されると想定。
- ・ 東京電力に求償される除染・中間貯蔵施設事業に係る歳出および当該歳出に対する東京電力による支払いについては、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(2016年12月20日閣議決定)に基づき、総額を5.8兆円程度と想定し、これまでの執行・支払状況も踏まえ、歳出・歳入パターンを想定。



中長期的に持続可能な経済成長と財政の実現に向けて  
～今回の中長期試算による今後の経済財政運営のポイント～

2021年7月21日

竹森 俊平  
十倉 雅和  
新浪 剛史  
柳川 範之

## 1. 民需主導の実質2%成長とデフレ脱却の実現

感染症への対応やその経済的な影響に対して、一人当たり10万円の特別定額給付金を通じた12兆円超の給付、リーマンショック時の1兆円を大きく超える4.0兆円の雇用調整助成金の支給、50兆円にのぼる実質無利子・無担保融資等の実施など、これまで大規模な財政出動を伴う経済対策を執行してきたことにより、他国と比較して倒産や失業は低く抑えられてきた。業種等によって違いはあるものの、事業や雇用がかなり守られ、所得や税収基盤が維持された結果、今回試算では税収が上振れしたことで基礎的財政収支(PB)が黒字化する時期がコロナ前の試算の姿に戻った。今後、実質2%程度の経済成長とデフレ脱却を実現するためには、コロナ後を見据え、中長期の抜本的な成長力強化への取組が不可欠である。

- グリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育ての4分野で、財政・税制や規制改革等も合わせて民間投資、民間消費を大胆に喚起すべき。
  - 経済状況を踏まえ、公需による直接的な経済の下支えから、メリハリのある公需を民需の呼び水とするワイズスpendingに重点をシフトし、家計の30兆円以上の超過貯蓄、企業の300兆円以上の現預金を有効活用すべき。
  - グリーン投資をファイナンスする手段の多様化や規模の拡大を図るべき。
  - グリーン社会の実現に向けたインフラの面では、広範に社会実装を進め、国際競争力を高めるため、基盤となる充電施設や送配電網の整備を早期に推進すべき。
  - ペントアップ需要が発現した後も持続的に消費が拡大するよう、サービス消費の持続的な需要の喚起策と供給側の付加価値など供給力向上を促進すべき。
- 物価の安定的な上昇の実現に向け、全国平均1000円に向けた最低賃金の引上げを含む賃上げモメンタムの継続、賃金の価格への適切な転嫁を進めるべき。また、政府・日銀は引き続き緊密に連携すべき。

## 2. コロナの影響を踏まえた経済・財政一体改革の着実な推進

これまでと同様しっかりとした歳出改革を続け、かつ実質2%成長とデフレ脱却を実現できた場合には、2025年度PBが黒字化する姿が示された。コロナ下で顕在化している課題の克服を図るとともに、歳出・歳入両面からの改革をより一層着実に進め、2025年度の財政健全化目標を着実に達成すべき。

- コロナ下での債務残高の増加、少子化の更なる進展を踏まえると、中長期的課題として、将来世代の負担軽減とともに、債務残高対GDP比の安定的引下げの重要性がさらに高まっている。経済を強くするとともに、以下の取組を強化すべき。
  - 安心して結婚・子育てができるよう、正規・非正規の格差是正は待ったなし。非正規やフリーランス等へのセーフティネットの在り方を検証し、被用者保険の適用拡大を含め、公平なセーフティネットの仕組みを構築していくべき。
  - コロナ対応に伴い短期国債が大幅に増加するなど金利変動に対して脆弱性が増している。今後の景気回復にも備え、市場の状況等を勘案しつつ、長期国債割合を増やし長期にわたる金利負担を軽減していくなど、適切な国債管理政策を進めるべき。
- 今回試算において参考資料が提出されたことを評価。過去の試算との乖離等についてのエビデンスを示し、課題の所在をわかりやすく示すとともに、様々な分析を通じて、2025年度目標の先も見据え、構造的課題を明らかにすべき。



中長期的に持続可能な経済成長と財政の実現に向けて  
参考資料

2021年7月21日

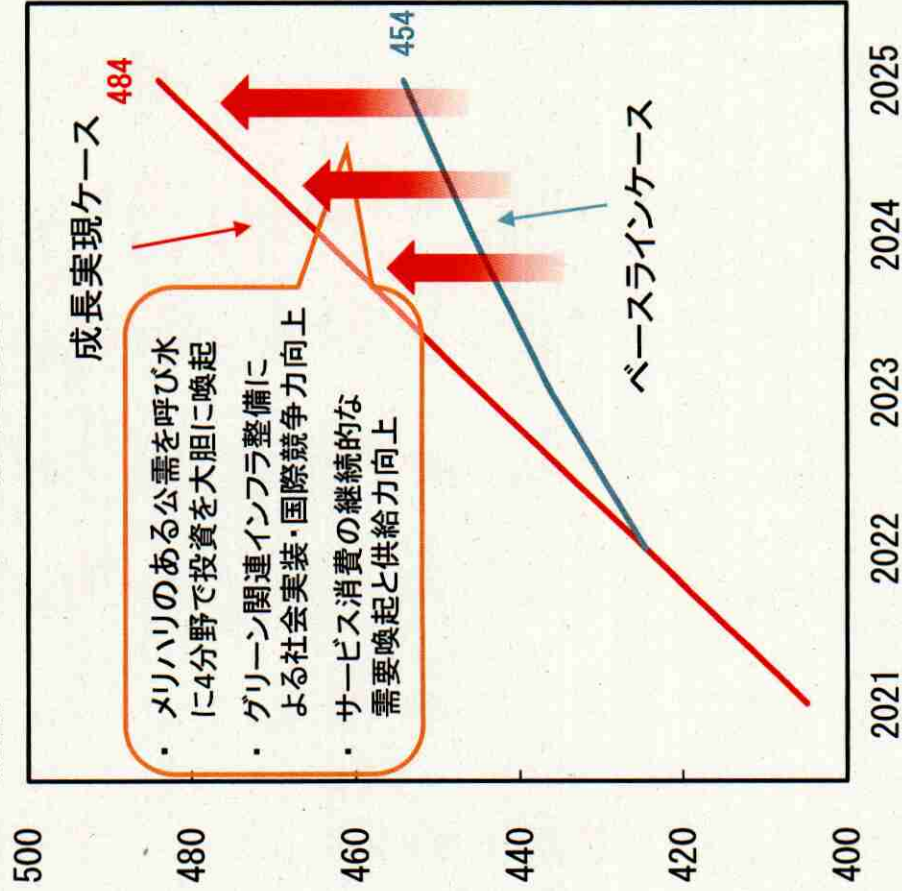
竹森 俊平  
十倉 雅和  
新浪 剛史  
柳川 範之

# 内外の経済動向

- 実質2%程度の経済成長とデフレ脱却を実現するため、コロナ後を見据え、中長期の抜本的な成長力強化が必要。メリハリのある公需を呼び水に民間投資、民間消費を大胆に喚起するとともに、外需の取り込みを強化すべき。
- 世界的に需要と物価がともにも上昇局面に入っており、この機会を逃さず、物価の安定的上昇に向けて、最賃引上げを含め、賃上げモメンタム継続を後押しすべき。

図表1：民需・外需合計の推移(名目)

～外需を取り込み、消費・投資を伸ばして、デフレ脱却を実現すべき～

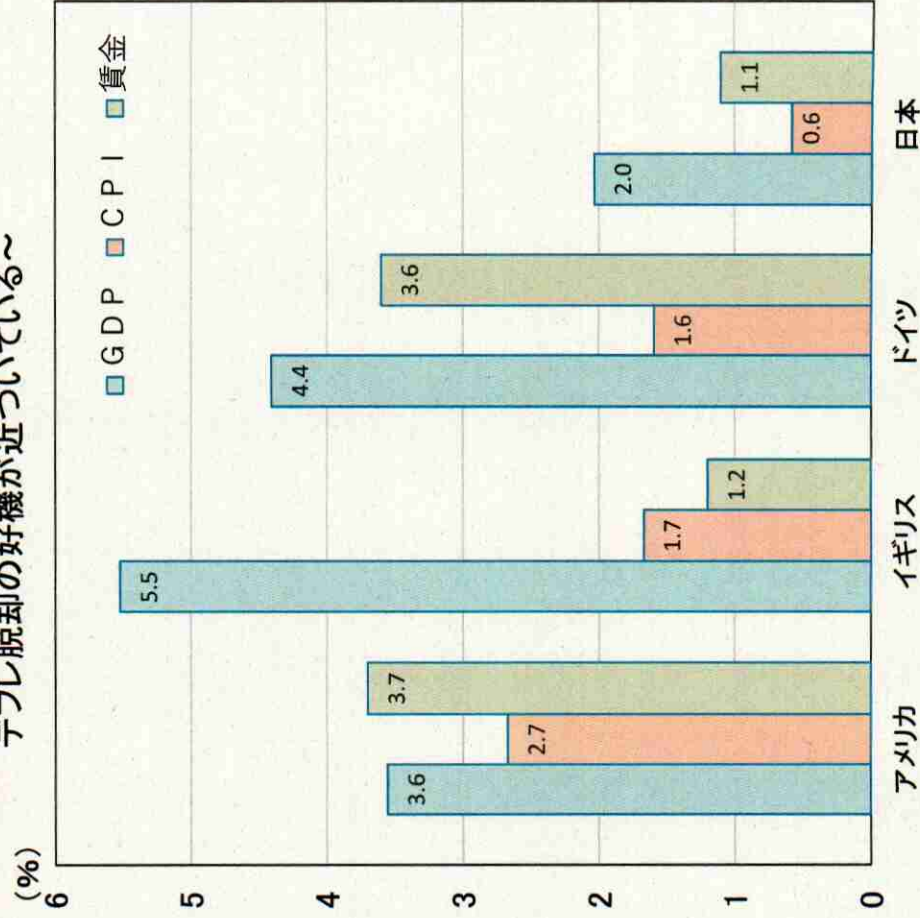


(備考)中長期の経済財政に関する試算(2021年7月)より作成。

(年度)

図表2：OECDによる各国の経済見通し(2022年)

～世界的に成長率や物価上昇率の高まりが見込まれ、デフレ脱却の好機が近づいている～



(備考)OECD Economic Outlook No.109 (2021年5月)より作成。GDPは実質、賃金は一人当たり年間賃金(Wage rate)。2022年の伸び率。